

午後8時以降受付

秘
無 期 限

※総第 113913号007公館宛

平成 21 年 11 月 7 日
21 時 56 分 44 秒受付

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

中近東二課長
首席事務官

※発電係

1 m 2 ch

起 案

平成 21 年 11 月 7 日

起案者 電話番号

大管 2877

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 米・英・仏・独・伊・ノ・91 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件 名

177のクワイエト侵攻(増根之総領とフセイン大統領との会談)(201)

主管・文書記号

近2

※電番

合第20514号 普通 (優先処理)

大至急

至急

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大 使 ・ 総 領 事 あ て

大至急

至急

普通 (優先処理)

177 総米電第3337号 (R224/01) 転電。

(3)

※

11391335 優先

BEI

等007 漢

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

午後8時以降受付です

※総第 113912号001公館宛

平成平成 2 年 11 月 7 日
21 時 55 分 29 秒受付

電 信 案

電信課長

天 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 中近東第二課長 首席事務官	※発電係 1 m 2 A 起 案 平成 2 年 11 月 7 日 起案者 電話番号 大菅 2877
協議先		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 137	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名 転電通知			
主管・文書記号 近2	※電番 第1458号	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード [REDACTED]
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)	
貴地宛 来電第 3337号 を 米・英・仏・独・伊 ソに転電した。 (3)			
※			
11391222 至急 IRAKU 漢			

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

午後8時以降受付往電室

秘
無期限

※総第

※平成 11年9月9日 宛館公
時 分 秒 受付
平成 21 11 7 14

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

中近東二課長
首席事務官

※発電係

1 m 2 a

起案

平成 2 年 11 月 7 日

起案者

電話番号

大 2877

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 米・英・仏・独・伊・ソ・タイ

大使・総領事
あて

外務大臣 発

件名

イラクのフセイン政権の侵襲 (中曽根元総理一行とフセイン大統領との会談) (202)

主管・文書記号

近2

※電番

合第20513号

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

合第20513号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

137 来電第3338号 (R224/26) 転電。

(3)

※

11390905 優先 BE1 第007漢

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

午後8時以降受付停止

※総第 113908号001公館宛

平成 21 年 11 月 7 日
21 時 51 分 45 秒受付

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

中近東才二課長
首席事務官

※発電係

1

2

起案

平成 21 年 11 月 7 日

起案者

電話番号

大菅 2877

(※印欄内は電信課記入)

協議先

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 137

大使
総領事 あて

外務大臣 発

件名

転電通知

主管・文書記号

近 2

※電番

第1457号

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

貴地宛来電第0338号を米・英・仏・独・伊、

ソに転電した。

(3)

※

11390889

至急

IRAKU

漢

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

午後 1 時 10 分

極 秘
無 期 限
部 内 号

※総第 113929号007公館宛

平成 23 年 11 月 7 日 午後 1 時 10 分 秒受付

電 信 案

(7)

電信課長 代行 代印	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 中近東才二課長 首席事務官	※発電係 1 TT (H) 2 TT (H) 起案 平成 2 年 11 月 7 日 起案者 電話番号 大苗 2877.
	協議先		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 米 英 仏 独 伊 ソ 大 使 総領事 あて 外務大臣 発	
件名 17701721- 侵攻 (トランプ大統領とラフ第1副首相との会談)	
主管・文書記号 近2	※電番 合第20519号 普通 (優先処理)
大至急 至急 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使 ・ 総 領 事 あ て
大至急 至急 普通 (優先処理)	
137 宛来電第 3266 号 (P225415) 転電。	
(3)	
※	
11392927 優先 BEI 等007 漢 自暗	

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

午後8時以降受付停止

※総第 113930号001公館宛
平成 2 年 11 月 7 日
23 時 27 分 49 秒受付

電 信 案

電信課長

代
付
印

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 中近東第二課長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成 2 年 11 月 7 日 起案者 電話番号 大菅 2877
	協議先	

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 137	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 転電通知			
主管・文書記号 近2	※電番 第1460号	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)	
貴地発米電第3366号を米、英、仏、伊、 ソ、ニ転電し了。			
(3)			
※			
11393018 至急		IRAKU	漢
GB-1		外務省	回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

※総第 12844号025公館苑

平成 ※平成20 年1 月 5 日 18 時 52 分 秒 受付

電 信 案

秘
無期限

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	秘書官	主管 中近東アフリカ局長 参 事 官 中近東第二課長 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 平成 2 年 11 月 5 日 起案者 大菅 電話番号 2877
	協議先		

（注意） 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います

米、英、独、仏、伊、加、ソ連、中国 在、ソルダ、ン、エ、フ、オ、イ、エ、ン、G、C、C、(除、フ、エ、ト) シ、リ、ア、フ、ル、V、リ、リ、テ、ニ、ル、E、O、フ、イ、ン、ト、ル、C、イ、ラ、エ、ル、 件名		大使 総領事 あて 副使代、参事代、		外務大臣 発	
主管・文書記号 近 2		※電番 合第 20356 号		大至急 至急 普通 (優先処理)	
転電 転送 在 転報		※転電番号 大 使・総領事あて		パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)	
イ、ウ、ヲ、癸、大、臣、宛、電、報、ヲ、3、3、3、1、号、(R223560)					
転電。(3)					
※					
11284469		優先		BEI 等025 漢	
GB-1				回覧番号	

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

午後8時以降受付往還

秘
無期限

※総第 113915号007公館宛

平成 21 年 11 月 7 日
21 時 58 分 31 秒受付

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

中近東二課長
首席事務官

※発電係

1

2

起案

平成 21 年 11 月 7 日

起案者 電話番号

大菅 2877

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 米・英・仏・独・伊・ソ・中 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件名

117第のフワイト候改(十カソネ元総理一行とサルハ国会議長との会談)

主管・文書記号

近2

※電番

合第20515号

大至急

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

117 発来電第3345号 (R224545) 転電。

(3)

※

11391561

優先

YEI

等007 漢

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

午後8時以降は不在

※総第 113916号001公館宛

平成 21 年 11 月 7 日
21 時 59 分 33 秒受付

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 中近東第二課長 首席事務官	※発電係 1 <u>M</u> 2 <u>A</u>
	起案 平成 2 年 11 月 7 日 起案者 電話番号 大層 2877	
協議先		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 <u>137</u>	<u>大使</u> 総領事	あて	外務大臣 発
件名 <u>転電通知</u>			
主管・文書記号 <u>近 2</u>	※電番 第 1459 号	大至急 <u>至急</u> 普通 (優先処理)	パターン・コード [REDACTED]
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)	
<u>貴地宛来電第3345号王米, 英, 仏, 独, 伊,</u> <u>(21) 12 転電 - 12 -</u>			
<u>(3)</u>			
※			
11391674 至急 IRAKU 漢			

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

坂本内閣官房長官・記者会見記録

報道室

1 日時 平成2年11月1日(木) 16:08~16:11

2 場所 官邸・記者会見室

3 概要

え、特に申し上げることはありません。

Q 先程 中曽根元総理大臣が、総理の所に来られ、イラク訪問についてお話されたようですけれども、官房長官同席されてどういう風なことでしたか。

A それは、中曽根元総理が直に記者会見して、どうでしょうか。まあ、あのう、私から付け加えることもないとは思いますが、しかし、我が国の国益をしっかりと踏まえてやってくると。それには3原則でいくと。

一つは、国連の諸決議をしっかりと守るということ。それが大前提だと。

次は、武力行使に及ばない。平和的な解決を図ると。というのが3原則。

3原則は、人質に国境なしと。人質は全ての国の人質を解放せよと。

これが3原則で、話をしますと、こういう

内 閣

H-5 11/1 16:08~16:11

ことでした。

ただ、我が国としても、独自の話し合いのチャンネルというものは、持つべきである、という趣意で行ってきますと、そういうお話でした。

Q 政府としても、側面的にバックアップはする、というような返事はされた訳でしょうか。

A えっ？ 誰れが側面的に？

Q 政府としては、側面的にバックアップする、というようなことは……

A 政府とは関係ないんです。これは、しかし、色々な面で、自主的にチャンネルを持とうと。話し合いの継続と、いうようなことは海部総理も言うておられますから、個人的な立場であろうと、中曽根元総理が向こうへ行かれて、今、言っている3原則で、お話されるということならば、結構だろうと思っております。

Q 国会とか、法案については、話は出ませんでしたか。

A いや、あんまり出ませんね。

内 閣

H-5 上11554 (12月27日)

(了) Z

1.
(次官の対総理ブリーフ用資料)

中曽根元総理及び自民党議員団の イラク訪問

2. 11. 1.

1. 訪問の概要

- 11月3日本邦出発、7日帰国予定。中曽根元総理の随行者6名、自民党議員団は佐藤幹事長代理を団長とする8名の議員。
- 中曽根元総理は私人としてイラクを訪問。自民党議員団と事実上同一行動。バグダッドでは、フセイン大統領等と会談予定。
- 自民党議員団は、拘束されている邦人への慰問を主な目的とし、留守家族から拘束邦人への差し入れ品を携行。

2. 本件訪問に対する政府の立場

- 本件は、イラクの民間団体より中曽根元総理に対し招待があったもので、政府としては関与していない（中山賀博中東調査会顧問、及び野上国際問題研究所所長代行が別途参加。外務省より通訳1名。）
- 政府としては、中曽根元総理が安保理決議に基づく平和的解決策を探るとの趣旨でイラク側と話し合われるものと考えている。
- 人質解放問題については、元総理は国連安保理諸決議に従い、全ての外国人の解放を求められるものと考える。
(イラク側は人質解放等の条件、取り引き材料として、即位の礼招待取消しの撤回を希望表明越す可能性あるも、右には応じないこととする。また、イラク側は、本件訪問にあたり、フセイン和平提案等イラクの立場に理解を示す発言を一行から引き出すことを意図している可能性もある点要注意。)



佐藤 孝行 62 自前

前党副幹事長、
元運輸政務次官、
自民党総務局長、
会社役員、明大、
瀬棚郡、当9
(渡辺派)



原田 昇左右 66 自前

前建設相、党政
調副会長、科技
委員長、通産政務
次官、運輸官房
審議官、東大、焼津市、当6
(岸本派)



仲川 幸男 73 自現

農水委員長、文
教委員長、国対副
総務、農水次官、
副幹、県会議長、
全高P連会長、松山市、当2
(経世会)



伊藤 宗一郎 65 自前

前党代議士会長、
元科学技術庁長
官、防衛庁長官、
通信・災対各委
員長、総務、東北大、当10
(河本派)



田原 隆 64 自前

前党団体総局長、
元衆商工委員長、
党商工部会長、
商工局長、通産
政務次官、九大、中津市、当5
(経世会)



野沢 太三 56 自新

参外交安保理事、
運輸・災特各委
員、前北開政務
次官、国鉄施設
局長、東大、長野県、当1
(岸本派)



中島 源太郎 61 自前

党経理局長、中
小企業調査会長、
文相、予算委員
事、内閣・外務
各委員長、慶大、新田郡、当7
(岸本派)



牧野 隆守 64 自前

党調査局長、外
交部会長、元官
房副長官、外務
政務次官、大阪
通産局長、東大、坂井郡、当4
(渡辺派)

限定配布

午後8時以降受付往電案

極秘
無期限
部の内
号

※総第 110997号001公館宛

平成 平成 20 年 10 月 31 日
時 54 分 18 秒 受付

電 信 案

電信課長 ○ ○ ○	大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 中近東アフリカ局長 ① 参 事 官 中近東第二課長 首席事務官	※発電係 1 2 5 起 案 平成 2 年 10 月 31 日 起案者 電話番号 内田参事官 (極大管 2877)
	協議先 総務課長 領事移住部長 参 事 官 邦人保護課長 中近東第一課長 情報調査局長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 イラク	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名 (元) 中曽根総理のイラク訪問 (PLO)			
主管・文書記号 近了局長	※電番 第1352号	大至急 普通 (優先処理)	パターン・コード —
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)	
(限 定 配 布)			
※			
11099763 優先 IRAKU 漢 自暗			

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

31日、中曽根元総理の事務所グリーン・フ
ンズの元、栗山次官、佐藤靖調局長、内田
参事官の砂防会館の同元総理事務所を^{往訪し}訪問し
^{近所}に降、グリーン・フンズの通り周りに、同元総
理より^{果は}「⁽¹⁷³²²¹⁾まはPLのババグダートで自分に合
うバツているが、外務省はどうか、と
の質問が、ある。

これに対し次官より、生方の要望というこ
とをみればお金の⁽²⁰⁰³⁾な、でも支障はないと思
わねえと答へて、中曽根元総理は、
そうか、とのみ答へてゐる。

2. ^{上記の背景以下の通り} ^{五ホム}
(1) 29日^(夕刻)当地PLの元参事代表は、マンデ
ラの歓迎委員会^{に偶々}同席；この中で内田参事
官に対し、中曽根元総理のイライラした質問に際し
PLのとして何かお役に立てないかと考えて
^いいるが意見如何と主として話を可なりとこゝろが、
ある。

対外応答要領

平成2年10月30日

中近東第二課

問 30日付け東京新聞夕刊は、国務省筋の情報として、「米政府高官が中曽根氏に電話で、イラク訪問が国際社会の対イラク包囲網の抜け道につながらないように要請した」旨報じているところ、事実関係如何。

答 本件訪問について、政府は関与しておらず、報道にあるような米国よりの要請についても承知していない。

更問 EC諸国は、臨時欧州理事会における宣言の中で、人質解放のために加盟国は自国政府の代表をイラクとの交渉のために派遣しない旨、また他の国々にこの方向で働き掛ける旨表明しているが中曽根元総理のイラク訪問は問題ではないか。

答 中曽根元総理は、政府の代表でもなく、また、人質解放のための交渉を行うためにイラクを訪問するものではないと承知している。

自由民主党イラク派遣団(ヒースミツシヨシ) 会談日程等 No. _____

月日	日時	内容	会談場所	備考
2.3	8:30~8:40	歓迎セレモニーにおけるジャシム情報文化大臣の挨拶		
2.4	09:00~9:30 (30分)	サルマン平和友好連帯協会長との会談	迎賓館	
	10:00~11:30 (60分)	ラマダン第一副首相との会談	大統領府	
	11:30~14:00 (180分)	フセイン大統領との会談	大統領府	
	14:00~15:00 (60分)	中曽根元首相とフセイン大統領との対談	大統領府	
	17:00~18:00 (60分)	サレハ国会議長との会談	国民議会	
	18:30~20:30 (120分)	アジズ外相との会談	外務省	
	21:00~23:00 (120分)	アジズ外相主催夕食会	ボートハウス	
2.5	10:00~11:00 (60分)	ジャシム情報文化大臣	情報文化省	
	11:25~11:55 (30分)	赤新月社ドクター・アブ・アル・ムニール総裁訪問	赤新月社	
	12:30~13:30 (60分)	フセイン・カミル工業軍事大臣との会談 ムハマド・サード・ラッサハーフ		
	15:00~17:00 (120分)	在バグダッド日本自由民主党支部代表との会談	アメリカ大使館	
	15:15~15:30 (15分)	対外担当国務大臣・中曽根元首相と総裁訪問	迎賓館	
	18:00~21:00 (180分)	サレハ国会議長との会談	国民議会	
	22:00~22:40 (40分)	中曽根元首相とアラブPLO議長との会談	迎賓館	
	23:30~24:30 (60分)	国民議会アブ・アル・アズラ対外関係委員長との会談	迎賓館	
2.6	9:45~11:30 (105分)	国民議会アブ・アル・アズラ対外関係委員長との会談	迎賓館	
	10:00~10:50 (50分)	中曽根元首相とラマダン第一副首相の対談	大統領府	
	10:50~11:30 (40分)	中曽根元首相とフセイン大統領との対談	大統領府	
	12:30~13:30 (60分)	中曽根元首相とラマダン第一副首相との会談	迎賓館	

コクヨ シヨ-20 (40x20)

送 = 東京秘書殿

自民党のまめめは公談日程も参考までに送付します。

森元

自由民主党イラク派遣団(ヒースミツシヨ) 会談日程等 No. 1/2

月日	日時	内容	会談場所	備考
2.3	8:30~8:40	歓迎セレモニーにおける ジェームス文化情報大臣 の出席		
2.4	09:00~9:30 (30分)	サルマン平和友好連帯協会長との会談	迎賓館	
	10:00~11:30 (60分)	ラマダン第一副首相との会談	大統領府	
	11:30~14:00 (180分)	フセイン大統領との会談	大統領府	
	14:00~15:00 (60分)	中曽根元首相とフセイン大統領との対談	大統領府	
	17:00~18:00 (60分)	サレハ国会議長との会談	国民議会	
	18:30~20:30 (120分)	アジズ外相との会談	外務省	
	21:00~23:00 (120分)	アジズ外相主催夕食会	ボトハウス	
2.5	10:00~11:00 (60分)	ジェームス文化情報大臣	情報文化省	
	11:25~11:55 (30分)	赤新月社ドクター・イブラヒム・アルヌーニ総裁訪問	赤新月社	
	12:30~13:30 (60分)	フセイン・カーミル工業軍事大臣との会談 ムハメド・サード・ブッサーハーフ		
	15:00~17:00 (120分)	在独イラク大使館自由民主党支部レセプション	アム・ラッハ・ホテル	
	15:15~15:30 (15分)	対外担当国務大臣・中曽根元首相敬意訪問	迎賓館	
	18:00~21:00 (180分)	サレハ国会議長との会談	国民議会	
	22:00~22:40 (40分)	中曽根元首相とアラブPLO議長との会談	迎賓館	
	23:30~24:30 (60分)	国民議会アデル・アブダラ対外関係委員長との会談	迎賓館	
2.6	9:45~11:30 (105分)	国民議会アデル・アブダラ対外関係委員長との会談	迎賓館	
	10:00~10:50 (50分)	中曽根元首相とラマダン第一副首相の対談	大統領府	
	10:50~11:30 (40分)	中曽根元首相とフセイン大統領との対談	大統領府	
	12:30~12:30 (30分)	中曽根元首相と在独アラブ元首相との会談	迎賓館	

フセイン大統領 ^{Mr.} Saddam Hussein

ラマダーンカー副首相 Mr. Taha Farsen Ramadhan

アジズ外相 Mr. Tariq Aziz

ジャーシム情報文化相 Mr. Lateef Nesayrif Jassim

フセイン・カメル工業軍事相 Brig. Hussara Kamel Al-Majid

Mr. Mohammed Saeed Al-Sakhaf

ムハマド・サイド・アッサーフ対外担当國務相

サーレハ国会議長 Mr. Sadi Mahdi Saleh

アデル・アブダーラ^(国会)対外関係委員長 Mr. Adel Abdullah

アル・ヌーリー赤新月社総裁 Mr. Al-Nuri

サルマン平和友好連帯協会会長 Mr. Adnan Dawood Salman

LDP CHARTER FLIGHT CARGO

(A) Personal Effects sent by the families to:

Japanese hostages (136 persons) and

Japanese residents in Iraq (147 persons)

to the hostages	170	cartons
to the residents	250	cartons

each carton's content :

clothes

sweaters

shirts

socks

underwears

trousers

towels

suits

coats

shoes

training suits

sanitararies

soap

shampoo

tooth paste

tooth brush

shaving cream

hair rinse

home medicine

eyedrop

stomachache medicine

Japanese books & magazines

letters

photos.

Japanese seasonings

(B) Office stationeries and commodities for the

delegation secretariat 160 cartons

paper sheet

office equipments (facsimile , copier, wordprocessor)

electric equipments (water boiler , converters)

water 90 cartons

Japanese seasonings to be consumed during their
stay in Bagdad

(C) Personal Effects of the delegation members

会 議 次 第

平 2.10.30

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1. 団 長 挨 拶 | 佐 藤 幹 事 長 代 理 |
| 2. 団 事 務 局 長 | 牧 野 調 査 局 長、外 交 部 会 長 |

説 明

1. 外務省中近東アフリカ局参事官

内 田 富 夫 (イラク情勢)

領事移住部長 久 米 邦 貞 (邦 人 保 護)

2. 日 本 航 空 岩 崎 精 一 (運 航 計 画)

3. 近畿日本ツーリスト 丸 山 博 之 (現 地 気 候、 その他)

自由民主党イラク派遣団団員名簿

<国会議員一行>

佐藤 孝行
(団 長)

伊藤 宗一郎

中島 源太郎

原田 昇左右

田原 隆

牧野 隆守
(事務局 長)

仲川 幸男

野沢 太三

<党事務局一行>

村川 一郎

杉本 栄一

大谷 直義

泉水 康夫

大谷 達也

川上 優

松本 正仁

外池 喜代二

小幡 和弘

<外務省>

宮本 雅行

衆 党	議 幹	院 事	長	議 代	員 理
衆 前	議 党	院 代	議 士	議 会	員 長
衆 党	議 経	院 理	議 局		員 長
衆 党	議	院 総	議		員 務
衆 党	議 税	院 調	副	議 会	員 長
衆 党	議 外	院 交	部	議 会	員 長
参 党	議 副	院 幹	議 事		員 長
参	議	院	議		員

外務省外務事務官
(経済局総務参事官室)

中曾根康弘元内閣総理大臣一行

中 曾 根 康 弘

衆 議 院 議 員

新 田 耕 造

中曾根康弘 秘書



中 山 賀 博

(財) 中東調査会
~~理事~~ 顧問

~~今 井 隆 吉~~

~~外務省顧問~~
~~(財)世界平和研究所~~
~~主任研究員~~

野 上 義 二

(財) 日本国際問題研究所
所 長 代 行

京 野 秀 夫

通 訳

平成2年10月30日

1. 名称 自由民主党イラク派遣団（仮称）
（ピース・ミッション）
2. 目的 在イラク邦人等の訪問を第一の目的とし、更にイラク政府と国際平和に関する協議を行う

3. 日程 11月3日（土） AM 7:00 羽 田発
" PM 6:30 バクダッド着

}

- 11月6日（火） PM 2:00 バクダッド発
7日（水） AM 10:40 羽 田着

901103 自民党イラク訪問団(報道)

日間

NO	氏 名	所属先/役 職	所属先住所/電話番号
1	高久 陽男	朝日新聞東京本社 政治部	① 104-11 東京都中央区築地 5-3-2 ☎ 03-545-0212 EX
2	山田 孝男	毎日新聞社 政治部	① 100-51 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 ☎ 03-212-0227 EX
3	村井 正信	テレビ東京 報道局 ニュース報道部	① 105-12 東京都港区虎の門 ☎ 03-433-1220 EX
4	番 敦成	株式会社 東京放送	① 107-06 東京都港区赤坂 5-3-6 ☎ 03-224-2733 EX
5	佐々木 克己	朝日全国放送 報道局政経部	① 106 東京都港区六本木 1-1-1 ☎ 03-587-5701 EX
6	迫 修一	毎日新聞社 東京本社 写真部	① 100-51 東京都千代田区一ツ橋 1-1 ☎ 03-212-0640 EX
7	宇田 稔	中日新聞東京本社 編集局写真部	① 108 東京都港区港南 2-3-13 ☎ 03-471-2211 EX
8	佐藤 修造	中日新聞社 政治部	① 108 東京都港区港南 2-3-13 ☎ 03-471-5206 EX
9	岡崎 守恭	日本経済新聞社 政治部 政治部次長	① 100-66 東京都千代田区大手町 1-9-5 ☎ 03-5255-2753 EX
10	山際 澄夫	産経新聞 政治部	① 100-77 東京都千代田区大手町 1-7-2 ☎ 03-231-6112 EX

901103 自民党イラク訪問団（報道） 日間

NO	氏 名	所属先／役 職	所属先住所／電話番号
11	菅 俊秀	日本放送協会 報道局政治部	㊦ 東京都渋谷区神南 2-6-1 ☎ 03-465-1633 EX
12	橋 詰 邦弘	共同通信社 政治部	㊦ 105 東京都港区虎ノ門 2-2-5 ☎ 03-584-4111 EX
13	弘中 喜通	読売新聞社 編集局政治部	㊦ 100-55 東京都千代田区大手町 1-7-1 ☎ 03-242-1111 EX3172
14	菅原 洋二	日本テレビ放送網 報道局	㊦ 102 東京都千代田区二番町 1 4 ☎ 03-5275-1111 EX
15	渡辺 和弘	フジテレビ 報道センター政治部	㊦ 東京都新宿区河田町 3-1 ☎ 03-353-2121 EX
16	阿部 利明	日本テレビ放送網(株)報道局 ニュースセンター	㊦ 102-40 東京都千代田区二番町 1 4 ☎ 03-5275-1111 EX
17	佐藤 陽信	時事通信社 政治部	㊦ 100 東京都千代田区 日比谷公園 1-3 ☎ 03-591-1111 EX
18	白井 明宣	日本テレビ放送網(株)報道局 ニュースセンター	㊦ 102-40 東京都千代田区二番町 1 4 ☎ 0427-99-1111 EX
19	粕屋 賢之	日本テレビ放送網(株)報道局 ニュースセンター	㊦ 102 東京都千代田区二番町 1 4 ☎ 03-5275-1111 EX

(13)

自由民主党 イラク訪問団日程表

日時	月 日 曜	発着地 / 滞在地	現地時刻	交通機関	摘 要
1	11月 3日 (土)	羽 田 発 バンコック 着 バンコック 発 バクダット 着	07:00/+9 12:05/+7 13:05/+7 18:30/+3	JL-2475 (B747)	〈所要時間： 7時間 5分〉 ※バンコックにはテクニカルストップを致します。 〈所要時間： 9時間25分〉 ※バクダットは日本より6時間遅れています。 (バクダット 泊)
2	11月 4日 (日)	バクダット 滞			 (バクダット 泊)
3	11月 5日 (月)	バクダット 滞			 (バクダット 泊)
4	11月 6日 (火)	バクダット 発	14:00/+3	JL-2474 (B747)	〈所要時間： 7時間50分〉 (機 中 泊)
5	11月 7日 (水)	バンコック 着 バンコック 発 羽 田 着	01:50/+7 02:50/+7 10:40/+9		※バンコックにはテクニカルストップを致します。 〈所要時間： 5時間50分〉

発着日時及び交通機関は変更になることがあります。

宿泊ホテル

※現在のところ未定ですので決定次第ご連絡致します。

ファイト・ホテル 01-964-1-776-6127

DATA ON THE SPECIAL FLIGHT

(REVISED)

• FLIGHT DATA

AIRCRAFT TYPE : B747 INTERNATIONAL TYPE
AIRCRAFT NUMBER : JA8140
FLIGHT NUMBER : JL2475/03NOV TOKYO/BANGKOK/BAGHDAD/AMMAN
JL2474/06NOV AMMAN/BAGHDAD/BANGKOK/TOKYO
CALL SIGN : JAPAN AIR 2475 TOKYO/BANGKOK/BAGHDAD/AMMAN
JAPAN AIR 2474 AMMAN/BAGHDAD/BANGKOK/TOKYO

• FLIGHT SCHEDULE (LOCAL TIME)

03NOV (SAT)	07:00	SPOT-OUT TOKYO (HND)
03NOV (SAT)	12:05	SPOT-IN BANGKOK (BKK)
03NOV (SAT)	13:05	SPOT-OUT BANGKOK (BKK)
03NOV (SAT)	18:30	SPOT-IN BAGHDAD (SDA)
03NOV (SAT)	20:00	SPOT-OUT BAGHDAD (SDA)
03NOV (SAT)	21:40	SPOT-IN AMMAN (AMM)
06NOV (TUE)	07:30	SPOT-OUT AMMAN (AMM)
06NOV (TUE)	11:00	SPOT-IN BAGHDAD (SDA)
06NOV (TUE)	14:00	SPOT-OUT BAGHDAD (SDA)
07NOV (WED)	01:50	SPOT-IN BANGKOK (BKK)
07NOV (WED)	02:50	SPOT-OUT BANGKOK (BKK)
07NOV (WED)	10:40	SPOT-IN TOKYO (HND)

• CROSSING THE BORDER OF FLIGHT INFORMATION REGION

TOKYO (HND) — BANGKOK (BKK)

<u>FIR</u>	<u>POINT</u>	<u>AFTER TAKE OFF</u>
TOKYO/NAHA	RUSAR	2:01
NAHA/TAIPEI	BULAN	2:39
TAIPEI/HONG KONG	ELATO	3:44
HONG KONG/HOCHIMINH	CAVOI	5:06
HOCHIMINH/VIENTIANE	PAPRA	5:33
VIENTIANE/BANGKOK	BUTRA	5:47

BANGKOK (BKK) — BAGHDAD (SDA)

<u>FIR</u>	<u>POINT</u>	<u>AFTER TAKE OFF</u>
BANGKOK/YANGON	LIMLA	0:29
YANGON/CALCUTTA	MULSA	1:32
CALCUTTA/DELHI	KUSMI	2:52
DELHI/KARACHI	TIGER	4:17
KARACHI/TEHRAN	DERBO	5:36
TEHRAN/ANKARA	ALRAM	7:52
ANKARA/BAGHDAD	KABAN	8:17

BAGHDAD (SDA) — AMMAN (AMM)

<u>FIR</u>	<u>POINT</u>	<u>AFTER TAKE OFF</u>
BAGHDAD/ANKARA	KABAN	0:37
ANKARA/DAMASCUS	TUSYR	1:21
DAMASCUS/AMMAN	KAMEL	2:01

AMMAN (AMM) — BAGHDAD (SDA)

<u>FIR</u>	<u>POINT</u>	<u>AFTER TAKE OFF</u>
AMMAN/DAMASCUS	KAMEL	0:12
DAMASCUS/ANKARA	TUSYR	0:49
ANKARA/BAGHDAD	KABAN	1:29

BAGHDAD (SDA) — BANGKOK (BKK)

<u>FIR</u>	<u>POINT</u>	<u>AFTER TAKE OFF</u>
BAGHDAD/ANKARA	KABAN	0:37
ANKARA/TEHRAN	ALRAM	0:57
TEHRAN/KARACHI	DERBO	2:45
KARACHI/DELHI	TIGER	3:50
DELHI/CALCUTTA	KUSMI	4:59
CALCUTTA/YANGON	MULSA	6:06
YANGON/BANGKOK	BETNO	6:58

BANGKOK (BKK) — TOKYO (HND)

<u>FIR</u>	<u>POINT</u>	<u>AFTER TAKE OFF</u>
BANGKOK/VIENTIANE	PAKSE	0:43
VIENTIANE/HOCHIMINH	VIPOP	0:53
HOCHIMINH/MANILA	MARDA	1:36
MANILA/TAIPEI	KADET	2:35
TAIPEI/NAHA	IGURU	3:07
NAHA/TOKYO	SABAN	4:09

中曽根康弘元内閣総理大臣イラク訪問団

平2.10.29 現在

衆議院議員 中曽根 康 弘 ○

秘書 新 田 耕 造 ○

[Redacted]

[Redacted]

財 中 東 調 査 会 顧問 中 山 賀 博 ○
~~理事 事務 長~~

~~外務省顧問
財世界平和研究所 今 井 隆 吉
主任 研究員~~

財日本国際問題研究所 野 上 義 二 △
所 長 代 行

通 訳 京 野 秀 夫 △

大A表(887-1911) →

6号 2宛 776-2474 ○⁶¹

4号 2宛 776-1538 △⁴¹ 12936

(新)
128

自由民主党イラク派遣団

平2.11.3～7

	氏 名	役 職
団 長	佐 藤 孝 行	衆議院議員・党幹事長代理
	伊 藤 宗 一 郎	衆議院議員・前党代議士会長
	中 島 源 太 郎	衆議院議員・党経理局長
	原 田 昇 左 右	衆議院議員・党 総 務
	田 原 隆	衆議院議員・党税調副会長
事 務 局 長	牧 野 隆 守	衆議院議員・党外交部会長
	仲 川 幸 男	参議院議員・党副幹事長
	野 沢 太 三	参議院議員・党調査局次長

△

党 事 務 局	村 川 一 郎	国 際 局 事 務 部 長
	杉 本 栄 一	政務調査会 事務副部長
	大 谷 直 義	政務調査会 参 事
	泉 水 康 六	調 査 局 主 事
	大 谷 達 也	総 務 局 主 事
	川 上 優	国 際 局 主 事
	松 本 正 仁	幹 事 長 宣 記 者 担 当
	小 幡 和 弘	広 報 委 員 会 記 者
	外 池 喜 代 二	広 報 委 員 会 カ メ ラ マ ン

△
11

外 務 省	宮 本 雅 行	外務事務官・通 訳
-------	---------	-----------

○

旅 行 代 理 店	浅 田 豊	近畿日本ツリスト 虎の門支店次長
	丸 山 博 之	近畿日本ツリスト 虎の門支店主任
	小 川 秀 樹	近畿日本ツリスト 虎 の 門 支 店
	山 本 幸 一	近畿日本ツリスト 虎 の 門 支 店

自民党 イラク派遣団 同行記者名調

(2.10.30)

No		社 名	氏 名
1	団 長	読 売 新 聞	弘 中 善 通 HIRONAKA YOSHIMICHI
2	幹 事	産 経 新 聞	山 際 澄 夫 YAMAGIWA SUMIO
3	幹 事	東 京 新 聞	佐 藤 修 造 SATO SHUZO
4	幹 事	時 事 通 信	佐 藤 陽 信 SATO HARUNOBU
5	幹 事	日 本 テ レ ビ	柏 谷 受 之 KASUYA TAKAYUKI
6	団 員	朝 日 新 聞	高 久 陽 男 TAKAKU AKIO
7	団 員	毎 日 新 聞	山 田 孝 男 YAMADA TAKAO
8	団 員	日 経 新 聞	岡 崎 守 恭 OKAZAKI MORIYASU
9	団 員	共 同 通 信	橋 詰 邦 弘 HASHIZUME KUNIHIRO
10	団 員	N H K	菅 俊 秀 SUGA TOSHIHIDE
11	団 員	T B S	番 敦 成 BAN ATSUSHIGE
12	団 員	フ ジ テ レ ビ	渡 辺 和 弘 WATANABE KAZUHIRO
13	団 員	テ レ ビ 朝 日	佐 々 木 克 己 SASAKI KATSUMI
14	団 員	テ レ ビ 東 京	村 井 正 信 MURAI MASANOBU
15	団 員	毎日新聞 (カメラ)	迫 修 一 SAKO SHUICHI
16	団 員	東京新聞 (カメラ)	宇 田 稔 UDA MINORU
17	団 員	日本テレビ (ムービー)	白 井 明 宣 SHIRAI AKINOBU
18	団 員	日本テレビ (ムービー)	阿 部 利 明 ABE TOSHIAKI
19	団 員	日本テレビ (ムービー)	菅 原 洋 二 SUGAHARA YOJI
20	団 員	N H K (ムービー)	田 中 潤 TANAKA JUN
21	団 員	N H K (ムービー)	菅 田 高 幸 KASUGA TAKAYUKI

大使館及び宿泊ホテル連絡先

○ 在イラク日本大使館 719-5156

○ 館 員

特命全権大使 片 倉 邦 雄

参 事 官 国 枝 昌 樹

参事官兼医務官 島 田 昭 治

一 等 書 記 官 森 元 誠 二

一 等 書 記 官 兼
防 衛 駐 在 官 白 石 義 行

一 等 書 記 官 浦 田 啓 充

同 吉 井 幸 夫

○ アル・ラシード ホテル 776-6127

001-964-1-776-6127

中曽根康弘元内閣総理大臣イラク訪問団

平2.10.29 現在

衆議院議員 中曽根 康 弘

秘書 新 田 耕 造

財 中 東 調 査 会 中 山 賀 博

財 日本国際問題研究所 野 上 義 二
所 長 代 行

通 訳 京 野 秀 夫

自由民主党イラク派遣団

平 2.11.3～7

団	衆議院議長	佐藤孝行
---	-------	------

衆議院議員	伊藤宗一郎
-------	-------

衆議院議員	中島源太郎
-------	-------

衆議院議員	原田昇左右
-------	-------

衆議院議員	田原隆
-------	-----

事務局議長	牧野隆守
-------	------

参議院議員	仲川幸男
-------	------

参議院議員	野沢太三
-------	------

随員

平2.11.3~7

自由民主党事務局

局長	部長	事務	国際	国事
会長	査部	務務	事務	政事
会事	査	務	務	政参
局事	査	務	務	調主
局事	務	務	務	総主
局事	務	務	務	国主
室当	長担	事者	事者	幹記
会者	員	報	報	広記
会	員	委	委	広力
ン	マ	ラ	メ	

村	川	一	郎
杉	本	栄	一
大	谷	直	義
泉	水	康	夫
大	谷	達	也
川	上		優
松	本	正	仁
小	幡	和	弘
外	池	喜	代二

官訊
事務
事務
省外
務省
外通

宮 本 雅 行

自由民主党 イラク訪問団日程表

日時	月 日 曜	発着地 / 滞在地	現地時刻	交通機関	摘 要
1	11月 3日 (土)	羽 田 発 バンコック 着 バンコック 発 バクダット 着	07:00/+9 12:05/+7 13:05/+7 18:30/+3	JL-2475 (B747)	〈所要時間： 7時間 5分〉 ※バンコックにはテクニカルストップを致します。 〈所要時間： 9時間25分〉 ※バクダットは日本より6時間遅れています。 (バクダット 泊)
2	11月 4日 (日)	バクダット 滞			(バクダット 泊)
3	11月 5日 (月)	バクダット 滞			(バクダット 泊)
4	11月 6日 (火)	バクダット 発	14:00/+3	JL-2474 (B747)	〈所要時間： 7時間50分〉 (機 中 泊)
5	11月 7日 (水)	バンコック 着 バンコック 発 羽 田 着	01:50/+7 02:50/+7 10:40/+9		※バンコックにはテクニカルストップを致します。 〈所要時間： 5時間50分〉

発着日時及び交通機関は変更になることがあります。

対外応答要領

平成2年10月26日

中 近 東 第 二 課

問、中曽根元総理のイラク訪問につき政府の見解如何。

答1. 本件については、イラクの民間団体より中曽根元総理に対し招待があったもので、政府は関与していない。

2. 中曽根元総理は、安保理決議に基づく平和的解決策を探るとの趣旨でイラク側と話し合われるものと考えている。

更問1. 中曽根元総理は、政府特使として派遣されるのか。
また、総理親書を携行するのか。

答、本件に政府は関与していないため、政府特使といったことは考えていない。また、総理親書等を携行していただく予定はない。中曽根元総理は、「元総理という資格でイラクを訪問する」旨、本日の記者会見で述べている。

更問 2. 中曽根元総理は、邦人人質の解放を求めると思われるが、これに対する政府の見解如何。

答、人質の解放については、元総理は国連諸決議に従い、全ての外国人の解放を求められるものとする。

2-1

対外応答要領

(中曽根元総理のイラク訪問)

平成2年10月26日

邦人保護課

中近東第二課

1. イラクの民間団体から中曽根元総理にイラク訪問の招待があったとの話は承知している。
2. 政府は関与しておらず、特使派遣といったことは考えていない。
3. 湾岸危機についての政府の立場は従来から明らかにしている如く、安保理決議に基づき、経済制裁の遵守を通じて問題の公正かつ平和的解決を図るということである。

(参考)

イラク訪問中の佐藤文生日・アラブ友好協会特別顧問は、25日記者会見において、同日会見した「友好・平和・連帯協会」事務局長マーリブ女史が、サルマン会長の意向として次の通り述べた旨発表した。

(1) 両国間の局面打開のためには日本の総理クラスの人物とフセイン大統領が会って話し合うことが必要である。

(2) このため、中曽根元総理・自民党元総裁を当協会の名においてイラクに招待したい。右招待は在日イラク大使を通じて本日も同元総理に提示したい。

(3) 当協会としては中曽根元総理とフセイン大統領との会談を準備する用意がある。会談には記者団の同席も認められよう。(了)

(参考)

10月26日(金) 外務報道官会見 当課関与部分
(とりあえぬ。報道課 より 大石が受けたもの)

1. 中曽根 訪イラク

Q. 一行に 外務省から 誰がつけるのか。

A. 原則として元総理が行く。政府が関与していないという
ことから、この原則の枠内で話し合いを行い、先方の要望

を聞いていく。それ以上のことは考えない。

佐藤文生、三宅会長が行った際には便宜供与を行った。

これと同様のことは行う。中曽根訪イラクに関し、政府
として行うかは決まっていない。

Q. 先方の要望はどのようなのか。

A. 政府側の考え方を知らせてくれということ。

Q. この時期に元総理が個人資格で行くことについて、
外報官としての考え如何。

A. それなりに受けとめている。政府としては海部総理が
ユルバン・ビュマツシと会談し、政府間対話を統括する

2
という言っている。国連決議に於いて、問題の解決を
有する言を内外に鮮明に言っている。多くの人が

私人の立場で行く際も政府の立場も政府の立場を踏まえて
行こうという言である。こういう一般的言を答へたい。

Q. 佐藤文生、三宅会長、アトニ猪木は既に言っ
ているが、今日は何らかの形で、政府の意向を

代弁する言見方があるか如何。

A. 言う言見方も当然と思うが政府の立場として、政府
として特使を派遣する言を考へていふ。元総理として

国連決議を踏まえ、日本政府の言を先きに説明に
行こう言を期待している。

(外務省の雰囲気として)

先方には、日本政府の基本的立場を誤解せぬと、
色々影響がでよう。日本人としての人間解放を

中曽根は言っている。むしろ全体の立場を踏まえて
行く言である。今日の中曽根の会見も日本政府の

立場を踏まえているかの？。

Q 中曽根が、この時期に行くというよりは外務省に任
じられるというのか。前向きなのか、後向きなのか。

A 1- コマンド

政府が関与して、ないというわけで、何らコマンドが
立場にない。

Q 自民党側から中曽根から外務省員をついてくれと告げ
られてどうなのか。

A 話は聞いてない。基本的立場に沿って対応。

Q 自民党代表に対しては同様か。

A 日本に対して日本人人質解放のための特使を派遣
するよりは考えない。国連決議に沿って行動を

期待する。

Q 中曽根はとうとう出る（特使である）という噂はあ
るのか。

A. 特使派遣の決断はしていない。政府間対話の予備は依然として行われている。適切な決断を下している中で、

政府が関与しているところでは話が進んでいるだけだ。しかし、それなりに受け止めている。

2. 松永 訪印。

Q. 海部書簡の中味如何。

A. 大所高所から、二国間関係、湾岸事態についての意見交換を通じ、相互理解と友好の促進につき、

高邁な理念に基づいている。具体的にどうなっていくかはわからない。

Q. どういうふうなところからどうなっていくのか。

A. 詳しい。

Q. 国連決議、経済制裁が重要というところにつき、触れているか。

A. 触れているところはない。

Q. ラッサ-ラヤニと会うのか。

A. 確認されたという事。

Q. 書簡は外相を通じて渡すのか。

A. ラッサ-ラヤニ宛である。

Q. 湾岸についての意見交換をするのか。

A. 外相、総理とも行くが、相手の紹介人があつたので、元大使格クラスに行くつもりにはして。

(33)

報を作成の正文は、明日配布される予定。

(3)

平成2年10月26日

中近東第2課

問1 中曽根元首相がイラクを訪問することについて外務省は以前から協議を受けていたか。現地在留邦人が元首相が訪問するよう要望していたと聞いているがその点についてはどうか。又、片倉大使からも要望があったのか。

答1. 本件訪問については政府が協議に預かったことはない。

2. 現地在留邦人から、2か月程前より人質解放のため中曽根元首相等のと日本の要人にイラクを訪問してほしいとの要望があったことは承知している。

3. 片倉大使については、現地の大使としてかかる要望を承知していたと思われるが、かかる要望が大使から元首相に行われていたとは承知していない。

問2 佐藤文生日・アラブ友好協会特別顧問がイラクを訪問したことにつき、同顧問から外務省に連絡があったか。

答 承知している。同顧問から事前に連絡があった。

報道課

吉野 邦

対外応答要領

金沢保長 2
ル 8

問: 在留邦人の解放について 中曽根元総理
以外に外務省として考えられている方策はあるか。

答: 中曽根元総理一行は、自民党より派遣されたことが承知。
~~他は、政府代表団を派遣することは考えていない。~~

或いは政府特使

答: 1. 西側主要国の内、これまでイラクに政府代表団を送った国はなく、最近

イラクを訪問した ヒース元首相を含め、これまでイラクを訪問した西側の

政治家は、それぞれ個人の資格で同国を訪問したもの。中曽根^元総理も
かかる立場でイラクを訪問するものと承知。

2. 人質問題解決のためには、何よりも国際社会が引続き一致団結した努力

を続けることが重要。イラクが国連安保理諸決議に従う意向を示しておら

ず、外国人の拘束についても承んな態度を崩していない状況の下では、我

が国としてはあくまでも国際的協力の維持を基本として行動すべきものと

考える。

中曽根元総理等のイラク訪問

平成2年10月26日

中 近 東 第 2 課

1. 中曽根元総理及び佐藤孝行自民党幹事長代理等自民党議員団一行のイラク訪問に関する準備状況とりあえず次の通り。

(1) 日程は、11月1日本邦発、5日帰国のライン。

(2) 中曽根元総理の随行者若干名。自民党議員団は佐藤幹事長代理を団長として、牧野隆守議員他6-7名の議員。平河クラブの記者同行（現在のところ既に30名の希望が寄せられているが極力絞り各社1名程度を検討中）。

(3) 中曽根元総理は個人としてイラクを訪問。特使等の肩書き、総裁親書携行等は予定していない。自民党議員団は日航特別機をチャーターし、これに中曽根元総理が便乗する形をとる。特別機は、イラン、トルコの上空を通過し、バグダッドに直接はいる。イラクでは、中曽根元総理と自民党議員団は事実上同一行動をとる。

(4) 自民党議員団は、フセイン大統領との会談を希望（中曽根・フセイン会談に同席する公算大）しているほか、牧野議員はバース党幹部との会談を希望。他に経済閣僚との会見もありうる。

(5) 自民党議員団は拘束されている邦人への慰問を主な目的としており、対外的には専らこれを目的とすると説明。拘束邦人への留守家族からの差し入れ品（一人当たり20kg見当）を携行。拘束邦人との面会を希望。他に医薬品等を在留邦人に寄贈。

(6) 本26日佐藤幹事長代理はリファイ在京イラク大使を往訪し、上記（4）及び（5）を申し入れ済みであり、「リ」大使は一行を歓迎する旨表明の上、差し入れの品は必ず宛先へ届けるとの前向きな反応を示した由。そのほか自民党側より「リ」大使に、特別機のバグダッド乗り入れ許可、宿舍・配車の手配支援、ビザ発給（同行記者及び日航先遣隊を含む）を依頼済みであり、「リ」大使は本国に報告し回答する旨述べた由。

2. なお、自民党側から当省への要望事項としては、(1) 通訳及び野上国間研研究調整部長の同行、(2) 日航特別機の上空通過、空域封鎖に伴う臨検免除につき関係国の許可取り付けの支援、(3) 拘束邦人留守家族への連絡、があり。

(注)

事前の自民党との打ち合わせにおいて、当方より、今次自民党イラク訪問団はあくまでも邦人の慰問が目的と了解しているので、携行される差し入れ品は経済制裁との兼ね合いで留守家族から本人への身の回り品、衣料、薬、味噌、醤油、本等で一人当たり5kg程度に抑える必要があると申し入れたのに対し、佐藤幹事長代理は、対外的説明はその程度のものであるとせざるを得ないが、政治家たる自分としては細かい注文を留守宅につけるのは忍びないので、内容については肉親の判断で本人の喜ぶものを選び、一人当たり20kgまでということにしたい、外務省の立場は分かっているので自分の責任で持ち込むということでは了承して欲しいと固執した。更に当方より、空域封鎖に伴い積荷の臨検が隣国たるトルコの義務になっているところ、すんなりと臨検免除となれば良いが、万が一臨検を求められ積荷に疑義がでるということは避けるべきと念の為指摘したのに対し、経済封鎖の深刻さは分かったが、自分としては留守家族の常識を信じたい、積荷の中身については自分が責任を取るから、外務省には人質の慰問品携行ということで、何とかトルコの臨検免除を取り付けてもらいたいとの要請があった。

極秘

中曽根元首相のイラク訪問

10. 26

11. 2

本日 2:40 PM 世界平和研の岸野研究員
(当省出向者) からの連絡 以下の通り。

本日午後 中曽根元総理と話す機会があり、
以下の点と連絡したい。

1. 元首相^(相)の出発は 11月1日 また2日のラインで
調整中 (ほぼ固まっている)
2. 特別機の手配は現在 党が準備中
3. 副幹事長クラスを6名程 同行させたい
(各派閥から1名程度で調整中)
4. 外務省には 国内研の野上 研究調整部長
の同行をお願いすることになった。

また、アラビア語の通訳1名をお願いしたい。

5. イラクに行く理由として「本音ベースでは
元総理は、

愛知の補選が主たる理由であるが、新法
審議において筋論だけでは通せんところか

あるので、その一助となれば幸い、旨述べた。

6. トラウに行く際には、在留邦人への差し入れ

(医薬品、衣類等)を行うこととするので、必要に
応じ、外務省に協力を求めることになるかも

しやない。

26日午前11時45分から約30分間、栗山外務次官は中曽根元総理を往訪し、本件につき懇談したところ以下の通り（小沢秘書官同席）。

（次官）イラクに行かれることについて3つお話がある。

（中曽根）その前に、アマコスト（駐日大使）を呼んだので、その話を伝えたい。自分からは、同盟国の総理をやった者として、イラク訪問は捕虜を返して欲しいという小さなものではなく、今や和平に向けいろいろな動きが出ているので、これらにつき考えるべき材料をイラクと話し合うという大きなことを考えている、捕虜については、外国人全員を返すべきだと主張することになっている、その中には当然日本人も含まれるが、日本人だけをとは決して言わないということを話した。アマコストは喜んでいて、自分からブッシュに電話してもよいので、事前と事後とどちらがよいと思うかと質したところ、いずれでもよいが、終わった後に詳細を話されてはいかがと言っていた。

（次官）中曽根元総理には、いずれイラクに行っていただくチャンスがくると思っていた。しかし、率直に言えば、このタイミングは、ヒース元首相に続き、また、仏人解放の話と結びつきやすいので、本当はもう一呼吸おいたほうがよいと思っている。

（中曽根）自分はもう一回行ってもよいのだ。米中間選挙の前のほうがよいと思う。選挙後となれば、事態は危うい。TURBULANCEが起きると思う。党は2日に出発したらよいと言っている。

（次官）うまい格好のものにする必要がある。

（中曽根）海部の手紙は要らない。党の代表でなくてよい。FREELANCEで自由にやればよい。初めからそういう話である。無所属であるがゆえにできることであり、これは神が与えたチャンスであると思っている。

（次官）ぜひそういう格好でお願いしたい。

（中曽根）ヒースはどういう資格でイラクに行ったのか。

（次官）個人の資格だ。ドイツのブランドは訪問を取り止めた。政府のバックアップを望み、それが無いなら行かないということになった。また、スイスの超党派議員団については、結局与党は降りた。この辺も考えていただき、恐縮ながらFREELANCEでお願いしたい。

（中曽根）始めからそう言っている。無所属とはよいものだ。

（次官）そう言われても元総理であり、過去の人となったヒースと違い、重みのある方だ。

(中曽根) 党とは背後で手を握っていればよい。党の中堅は連れていく。これは、(たま) 同時に行くということだ。

(次官) 行かれる前には、相談させていただきたい。向こうはいろいろ言うであろうし、例えば、敵視政策を止めれば、人質を解放する云々と言うであろう。

(中曽根) そうだろう。しかし、一番怒っているのは、即位の礼の件だ。面子の問題になっている。

(次官) 誰を連れていくことを考えているのか。

(中曽根) 中山^{賀博}伯はどうか。もう古いかな。OBで誰かよいのはいるか。ノート・テーカーとして課長クラスでもよい。

(次官) 政府としては通訳を出したい。よいのがいる。

(中曽根) 俺のところにも優秀なのがいる。フセインとはテクテートをやるからな(必ずしも外務省の通訳を拒否したというわけではない)。

(次官) 向うの通訳のみでは危ないと思う。

(中曽根) 金丸・河野方式はできないし、やらない。

(次官) OBについては。

(中曽根) 三宅和助はどうか。

(次官) 行ったばかりですからね。佐藤誠三郎はどうか。

(中曽根) 今朝電話があった。是非行きなさいと言っていた。あいつはアラブを知らない。中山ならラフサンジャニ等いろいろ知っている。

(次官) 若いほうでは。

(中曽根) 課長クラスで有能なのをお願いしたい。

(次官) 思いつきだが、優秀なのがいる。国文研にいる野上というもので、中東の専門家ではないが、大変優秀だ。

(中曽根) (メモを取りつつ) ふむふむ、是非お願いしたい。あとは何を注意したらよいのか。

(次官) 和平の話もあるが、現地の人の関心から見て結局のところ、(人質を) 何人出すのかということになりかねない。

(中曽根) そんな話にはならない。イラク側では自分達として考えるだろうが、こっちはその話を仕掛けない。向うが裁量することだ。

(次官) 向うは仕掛けてくるだろう。

(中曽根) そうしたら、そのペースには乗らない。

(次官) 残された人の問題も出てくる。

(中曽根) しかし、今カンカンに怒っている人達は、気分がEASEされよう。放っておけば、外務省に対する怨嗟の声になる。自分が行けば、面倒を見てくれるということになろう。今まで全く欠落していたところだ。

(次官) 外務省もいろいろやってきている。種々のルートで差入れや手紙のこともやっている。当然のことながら政府は批判される。

(中曽根) そうは外務省がいても、実行する人達は空回りしている。自分が行けば沈静化しよう。今のままでは外務省はもたないぞ。在留邦人保護は、外務省の大きな使命だ。

(次官) 元総理が行けば、ある程度沈静化することは事実であろう。行かれる前にまた説明の機会を欲しい。アラブ・イスラエル紛争等々についてご説明したい。

(中曽根) お願いする。自分はストライク・ゾーンを外さないようにはする。しかしすれすれのこともあろう。そうしないと話し合いにはならない。

(次官) 出発の日取りは、できれば先ほど申し上げたことでお願いしたい。

(中曽根) 米中間選挙前でないといけない。多分2日か3日頃になろう。全般につき是非協力してほしい。

(次官) この時期、小和田が各首都を回る。また、プリマコフが各地を回っている。

(中曽根) そうだってね。いろいろ知らせてほしい。ところでアマコストは本日に電報すると言っていたが、自分の名前でホワイト・ハウスにファックスを送付することについてはどう思うか。

(次官) それは一案とは思いますが、アマコストに話をされているので、帰国後に手をうたれてはどうか。

(中曽根) (了承)

(次官) 幹事長に今朝お会いし、訪問の時期、政府との関係等の3点につきお話した。

本日（26日）午後、佐藤孝行幹事長代理は大木近二長を召致し、次の通り述べた。

1. 人質家族の心情を思い、また佐藤文生氏のイラク訪問等をうけて、中曽根元総理はイラクを訪問する気になった。各国もイラク在留自国民には相当な配慮を行っているものと承知している。自民党から議員団を派遣することになり、自分（佐藤）がその団長で行く。本議員団の人数については現在調整中である。中曽根元総理はイラク側より招聘されるので本自民党議員団の派遣に便乗する形となる。我々一行は来月1日に日本を発ち、4日中に帰国するとラインで現在日程調整中である。

（後刻、同席した須藤自民党国際局員は遅くとも5日の朝には帰国したい旨述べていた）日航特別機で行くべく作業を進めている。自民党の派遣で行くので、国連加盟国としての日本の立場及び湾岸危機に関する自民党の姿勢を踏まえ、イラク側には言うべきことを言うてくるという考えである。

2.

(1) 本日にでも在京イラク大使とイラク訪問の段取りを詰めることとしたいが、同時にはイラク側へ連絡願いたい。

(2) 人質の留守家族と連絡をとって生活必需品等を特別機に積み込みたいと考えている。どういう物が必要か、在イラクの片倉大使と連絡をとりつつ考えてほしい。但し、137人分となると相当な量となるので無制限というわけにはいかないだろう。（同席の自民党国際局須藤氏によれば、これから留守家族と連絡をとって荷物等を取り寄せても、手続きが煩雑となるので、家族からは手紙等に関りむしろ一括して物資を購入する方が適切であろうと述べるころがあった）

(3) 特別機の航行安全の確保に関する連絡をお願いする。

(4) 国際問題研究所の野上研究調整部長の同行については是非お願いしたい。

(5) 通訳を出して頂きたい。

3. 佐藤幹事長代理より中山賀博氏の経歴等につき小官に質問があったところ、小官より同氏の駐仏大使、中東調査会理事長等の経歴を説明、中東問題については極めて造詣が深い旨説明しおいた。これに対し先方は、同氏がやや高齢であるとの感触を示すところがあった。

中曾根元総理のイラク訪問

H2.10.26

62
(イラク側からの報告)

中曾根元総理は、10月26日13:30、イラク訪問につき記者会見で発表したところ、概要次の通り。

(中) 今回イラク側より招待を受けた。自民党とも相談の上、出来る限り早急にイラクを訪問することとした。フセイン大統領とも会談したいと考えている。これまでアラブ問題にいろいろ関与し、日本外交についても助言を行ってきた(パレスチナ問題等に言及)。

湾岸危機には世界平和と人道問題という2つの側面がある。イラク訪問を行うべきか否か慎重に検討した。今回行くことが政治家としての責務であると考え、自民党とも相談の上、決定した。武力衝突に至る事なく問題の平和的解決を促進したい。世界各国の人質解放を促進したい。各国の立場をよく踏まえた上で和平を実現する術を模索したい。「人質」問題は心配の種であるが、最大限の努力をしたい。自分も日本人であるから、日本人「人質」の問題が一番心配である。

(Q) 日程及び肩書如何?

(中) 一人の政治家、衆議院議員、元総理としての資格でイラクを訪問する。それ以上の肩書は不要である。自由な立場で自由に物を見、自由に発言できる方が良いと考える。他方、自民党側は、在留邦人の激励を行ったり、イラク側に党としての考え方を伝えるものと考えている。

時期については、11月の出来る限り早い時期に訪問したい。現地事情を聴取したところ、「人質」や在留邦人は精神的にパニック状態に陥っているようである。他国の「人質」が解放されるのを目のあたりにし、焦燥感に悩まれている。先日、留守家族の代表者に会って話を聞いたら、胸が痛くなるような話がいっぱいあった。「人質」や在留邦人の為に最大限の努力をしたい。

(Q) (聴取不可)

(中) イラク側と会談した上で判断したい。武力衝突を起こさない事及び平和的解決を図る事が重要である。どういふことが出来るか関係者と相談したい。

(Q) アマコスト大使と今朝何を話したか？

(中) イラク訪問を決心したいきさつを話した。先方は、「そういうことか」という顔つきで聞いていた。自分は米国とは関係が密接なので、米側への連絡は仁義であると思った。

(Q) いつ決心したか？

(中) 昨日朝頃決心した。

(Q) 和平の道筋をどう考えるか？

(中) 覆明しは出来ない。

(Q) 何かイニシアティブを取らないのか？

(中) そのような力はない。

(Q) 出発前にイラク大使と会うか？

(中) 多分会う。

(Q) 情勢に節目有りと考えたのか？

(中) 幾つか潮の流れに変化があった。最近、イラクの出方に変化が見られる。今供手傍観すべきでは無いと考える。日本は40億ドルもの貢献を行っている。この機会を活用するべきであると考え。

※総第109469号013公館宛

平成22年10月27日 午後7時51分 秒受付

電 信 案

平

電信課長

AN

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
中近東アフリカ局長
参事官
中近東第二課長
首席事務官

※発電係 1 2
起案
平成22年10月27日
起案者 電話番号
大菅 2877

(※印欄内は電信課記入)

協議先

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 米、英、仏、伊、独、加、リ、連、 スイス、エジプト、サウディ、イラク トルコ、シリア		大使 総領事 あて		外務大臣 発	
件名 イラクのクウェイト侵攻(中曽根元総理のイラク訪問)					
主管・文書記号 近 2		※電番 合第19772号		大至急 至急 普通 (優先処理)	
転電 転送 在 転報		※転電番号 大使・総領事あて		パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)	
(八〇字) 中曽根元総理のイラク訪問が本邦で話 題を呼んでいるところ、26日の同元総理の方 に関する記者会見の模様概要次の通り。 ↓					
※					
10946963 優先 BEI 等013 漢					

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

※総第1110000号032公館宛

平成21年10月31日 12時0分12秒 受付

電 信 案

電信課長

大臣

秘書官

政務次官

事務次官

外務審議官

外務審議官

官房長

主管

中近東アフリカ局長

参事官

中近東第二課長

首席事務官

※発電係

1 2

起案

平成21年10月31日

起案者

電話番号

大官

2817

協議先

(※印欄内は電信課記入)

在

イラク

大使
総領事 あて

外務大臣 発

件名

中曽根元総理のイラク訪問(参考資料)

主管・文書記号

近 2

※電番

第1353号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送

転報

在 イラク 31 公館

※転電番号

合第20041号

大至急

普通

至急

(優先処理)

大使・総領事あて

※

11100009

優先

IRAKU

等032 漢

GB-1

外務省

回覧番号

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

(昭和六三・六・三十改正)

了日出発予定の中曾根元は現況及び自己見解イ
うう派違同に処する^に~~事~~ ~~あり~~ ~~フ~~ ~~イン~~ ~~グ~~ ~~を~~ ~~あ~~
(この際作成)
いて使用に付パーパーを改めるとおり罰費する
の之を参考に供せらるゝ。

所費金 いろいろのくうエイト侵改に付する
水が国の立場

所費金 予想せらるゝいろいろの各般の
がわ一予に肉する留量算

所費金 いろいろの主張と水が方法談、立場

本観水て是：いろいろ

所費金 : 米、麦、豆、油、加、伊、ソ

連、中国、EC国、OECD国、国連会、

厚利代、イラン、ジュルダン、トルコ、サ

ウディ、バルレーン、カタール、アフリカ、オマ

ーン、イエメン、イスラエル、エジプト、リ

ビア、アムステルダム、アムステルダム、アムステルダム

スーダン、タイ (3)

在外公館発電宛先一覧表

大代
総領
(別館)
(駐)

107
64
64
2
1
9

180公館

電信用

平成2年10月3日

全在外公館宛	駐在官事務所(9)を除く全公館	180公館
	駐在官事務所(9)、併設の総領事館(6)を除く全公館	174公館

◎アジア地域(33)		ホノルル総	オーストラリア大	オークランド総
インド大		ロス・アンジェルス総	オランダ大	バプア・ニューギニア大
カルカタ総		カブール大	ギリシャ大	(ポートモレスビー総)
ボンベイ総		ヴァンクーヴァー総	スイス大	フィジー大
マドラス総		ウィニペグ総	スウェーデン大	
インドネシア大		エドモントン総	スベイス大	◎中近東地域(16)
(ジャカルタ総)		トロント総	バルセロナ総	
ウジュン・パンダン総		モントリオール総	ラス・パルマス総	アラブ首長国連邦大
スラバヤ総		国連代	ソ連大	イエメン大
メダナ総			ナホトカ総	イスラエル大
ヴェトナム大		◎中南米地域(32)	レニングラード総	イラク大
シンガポール大		アルゼンティン大	チェコスロヴァキア大	イラン大
スリ・ランカ大		ヴェネズエラ大	デンマーク大	オマーン大
タイ大	○	ウルグアイ大	独逸大	カタール大
大韓民国大		エクアドル大	デュッセルドルフ総	クウェイト大
釜山総		エル・サルヴァドル大	ハンブルグ総	サウディ・アラビア大
甲州大	○	キューバ大	フランクフルト総	ジュッダ総
広島総		グアテマラ大	ベルリン総(別館)	ジョルダン大
上海総		コスタ・リカ大	ベルリン総	シリヤ大
瀋陽総		コロンビア大	ミュンヘン総	トルコ大
ネパール大		ジャマイカ大	ノールウェー大	イスタンブール総
バスタナ大		スリナム大	ハンガリー大	パハレーン大
カラチ総		チリ大	フィンランド大	レバノン大
バングラデシュ大		ドミニカ(共)大	仏大	
フィリピン大		トリニダード・トバゴ大	マルセイユ総	◎アフリカ地域(22)
(マニラ総)		ニカラグア大	ブルガリア大	アルジェリア大
ブルネイ大		ハイティ大	ベルギー大	エジプト大
マレーシア大		パナマ大	ポーランド大	エチオピア大
ベナン総		パラグアイ大	ポルトガル大	ガーナ大
コタ・キナバル領		エンカルナシオン領	ユーゴスラヴィア大	ガボン大
ミャンマー大		ブラジール大	ルーマニア大	ギニア大
モンゴル大		クリチバ総	ルクセンブルグ大	ケニア大
ラオス大		サンパウロ総	英大	ザンビア大
香港総		ベレーン総	(ロンドン総)	ジンバブエ大
		ポルトアレグレ総	寿府代	スーダン大
◎北米地域(22)		マナオス総	(ジュネーブ総)	セネガル大
米大	○	リオ・デ・ジャネイロ総	軍縮代	象牙海岸大
アガナ総		レシフェ総	OECD代	タンザニア大
アトランタ総		ペルー大	ウイーン代	中央アフリカ大
アンカレッジ総		(リマ総)		チュニジア大
カンザス・シティ総		ポリヴィア大	◎大洋州地域(11)	ナイジェリア大
サン・フランシスコ総		ホンデュラス大	豪大	マダガスカル大
シアトル総		メキシコ大	シドニー総	モロッコ大
シカゴ総			バーズ総	リビア大
ニュー・オルリンズ総		◎欧州地域(44)	ブリスベン総	リベリア大
ニュー・ヨーク総		アイルランド大	メルボルン総	ブレトリア総
ヒューストン総		イタリヤ大	ソロモン大	
ポートランド総		ミラノ総	ニュー・ジラランド大	
ボストン総		ヴァチカン大		

駐在官事務所(9) ()内表示は親公館

デンバサル (スラバヤ総)	※	チェンマイ (タイ大)	※	グバオ (フィリピン大)	※	サイパン (アガナ総)	※
サンタクルス (ボリビア大)	※	クライストチャーチ (NZ大)	※	アデ (イエメン大)	※	アレキサンドリア (エジプト大)	※
ケーブタウン (プレトリア総)	※						

(注) 1. 宛先は、公館名右□に赤○印を付して表示する。

2. ()内表示は大使館内所在の総領事館

3. 駐在官事務所は、「全在外公館宛」の宛先には含まれない。但し、必要な際はその旨表示する。

4. ※印は漢字印刷機未設置公館

5. は高デ公館

午後8時15分

※総第111001号032公館宛

平成※平成21年0月3日1分4秒受付

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

中近東7フリカ局長

参事官

中近東第二課長

首席事務官

※発電係

1

起案

平成2年10月31日

起案者

電話番号

大官

2897

協議先

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 イラク

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

中曽根元総理のイラク訪問(参考資料)

主管・文書記号

112

※電番

第1354号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送

転報

在 別紙 31/29 公館

※転電番号

合第20042号

大使・総領事あて

大至急

普通

至急

(優先処理)

往電 1053号 別電 1

※

11100122 優先

IRAKU

等032 漢

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

※総第111002号032公館宛
平成※平成21年4月5日 7時56分 秒受付

電 信 案

電信課長 大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 中近東77リカ局長 参事官 中近東第二課長 首席事務官	※発電係 122 起案 平成21年10月31日 起案者 大菅 電話番号 2877
	協議先	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 イラク	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件名 中曽根元総理のイラク訪問(参考資料)		
主管・文書記号 近 2	※電番 第1355号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 別紙 31/公館 転報	※転電番号 合第20043号 大使 総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)
往電が 125号別電2		
※		
11100235 優先 IRAKU 等032 漢		

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

※総第111003号032公館宛

平成21年10月31日 午後4時44分 秒受付

電 信 案

電信課長

大 使

秘書官

政務次官
事務次官

外務審議官

外務審議官

官 房 長

主管

中近東アフリカ局長

参事官

中近東第二課長

首席事務官

※発電係

1 2

起 案

平成21年10月31日

起案者

電話番号

大 菅

2877

(※印欄内は電信課記入)

協議先

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 イラク

大 使
総領事 あて

外務大臣 発

件 名

中曽根元総理のイラク訪問(参考資料)

主管・文書記号

112

※電番

第1356号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在 別紙 31/公館
転報

※転電番号 合第20044号

大 使
総領事 あて

大至急

普通 (優先処理)

往電 1853号 別電 3

※

11100348

優先

IRAKU

等032 漢

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

1. 基本的立場

- (1) イラクの武力によるクウェイト侵攻・併合は明白な国際法違反であり、中東のみならず国際の平和と安定を破壊するものとして、容認できず。
- (2) イラクは、安保理決議に従いクウェイトから即時無条件撤退し、クウェイト正統政府の復帰を認めるべし。
- (3) イラクは安保理決議に従い全ての外国人の安全と出国の自由を保障すべし。
- (4) 右実現のため、安保理決議を踏まえ、対イラク経済制裁を厳格に実施。
- (5) わが国は、以上を前提とした問題の公正な解決が平和的に行われるべしとの立場。

2. 多国籍軍の展開について

「多国籍軍」は、累次の国連安保理決議を受け、各国がイラクによる軍事行動拡大の防止及び対イラク経済制裁措置の実効性確保のために、兵員、艦船等を湾岸地域に展開しているものであり、湾岸地域、ひいては国際社会全体の平和と安全の維持に積極的に貢献するもの。

3. 「人質」問題について

- (1) 全外国人の安全確保、及び、無条件での出国の自由確保が必要。
- (2) 人質解放のための条件提示、取り引きは受諾できず。

4. 対米追随との非難について

- (1) 日本は独自の立場で、他国に対する武力の行使に反対。
- (2) 日本は国連を中心とした国際社会の問題解決努力に参加。

5. 問題のアラブ内解決について

- (1) イラクのクウェイト侵攻は、中東地域のみならず、国際社会全体の秩序に関わる問題。
- (2) 如何なる解決案も、安保理諸決議に基礎を置き、国際社会に受入れられるものでなければならない。

6. クウェイトは歴史的にイラクの領土であるとのイラク側主張について

- (1) クウェイトは独立国。国連加盟国。アラブ連盟の一員。
- (2) 武力による他国の侵攻・併合は国際秩序の基本に反し、認められない。

7. 対イラク対話について

事態の公正かつ平和的解決のための真剣な対話の道は閉ざさない。

予想されるイラク側よりの各種アプローチに関する留意点

平成2年10月

イラク側は、人質解放、対日債務返済等の見返りとして、種々の取り引きを提案越す可能性があるところ、以下の諸点については、前向きの発言を控えるよう注意が必要。これまでイラクを訪問した内外の要人の発言中、イラク側立場に少しでも「理解」を示すようなものは、ことごとく先方プロパガンダに悪用されている。

1. 安保理決議に抵触するもの

- (1) 「クウェイトは歴史的にイラクの一部」とのイラク側主張に対し理解を示した発言。
- (2) クウェイト領土の一部（ブビアン・ワルバ両島とルメイラ油田のクウェイト部分等）を除いた部分的撤退による解決を承認するような発言。
- (3) 正統政府の復帰を阻害するような提案（正統政府の復帰前のクウェイトにおける選挙等）を承認するような発言。
- (4) 経済制裁措置に抵触する恐れのある行為へのコミットメント。

2. 対米配慮の観点から注意を要するもの

- (1) 「多国籍軍」の展開に批判的な発言。
- (2) 我が国が、米国政府の対イラク政策（軍事オプション等）を批判していると取られ得るような発言。

3. 二国間関係上、注意を要するもの

- (1) 我が国の中東貢献策を再考するような発言。
- (2) 国連平和協力法（先方は自衛隊の海外派兵が可能となるものと誤解）制定を再考するような発言。
- (3) 安保理決議に即した形での事態の完全な解決を前提とせず、将来の対イラク経済・技術協力にコミットするような発言。

4. その他、イラク側プロパガンダに悪用される恐れのあるもの

- (1) 湾岸危機とパレスチナ問題等他の域内紛争とのリンク（フセイン提案）を是認するような発言。
- (2) 我が国が日本人のみの解放の道を模索していると誤解され得る発言。
- (3) 「イラク国民、就中乳幼児が対イラク経済封鎖のために苦しんでいる」との訴えに安易に同情を示すような発言。
- (4) 「人質」化されている邦人が「人道的」な待遇を受けているとのイラク側説明に理解を示すような発言。

(参考)

イラク側主張と我が方認識・立場

平成2年10月

(1) クウェイトは歴史的にイラクの一部であり、撤退は受け入れられない。

(イラク側、以下同じ)

→クウェイトは国際的に承認された独立国であり、アラブ連盟、国際連合にも加盟。

武力侵攻による領土取得は認められず。(日本側、以下同じ)

(2) 「人質」は、米軍によるイラク攻撃の脅威を抑止するもの。まず、米国がイラクを攻撃しないことを約束すべし。

→問題の根源は、イラクのクウェイト侵攻。まず、イラクがクウェイトから撤退することが必要。

→米、英軍等が軍事オプションを保持することがイラクの譲歩を引き出すための不
断の圧力となっており、米、英等ともこれを放棄することはない。

(3) 米軍の介入が平和的解決を不可能にしている。米軍が撤退すれば話し合い解決に応 じる。サウディを攻撃しないことは保証する。

→(上記に同じ)

(4) 日本は米国追随であり、イラクに対して敵対的態度を取っている。前提条件なしで 話し合うべし。

(注：イラク側は、①日本政府の基本的立場、②40億ドルの貢献策・国連平和協力法
(自衛隊派遣)、③総理・外相のアラブ諸国歴訪、④即位の礼招待撤回、⑤債務
返済提案に対する対応、⑥医薬品の提供要請に対する無解答等に関し、日本政
府が「敵対的」であるとしている)

→これらの問題と人質解放とを取り引きすることはできない。

→我が国は本件解決にあたっては、国連安保理決議を基本とする。問題の根本的解
決にはイラクによる安保諸決議の受諾(クウェイトからの無条件撤退)が前提。

(5) 米国に軍事解決を思い止まるよう説得して欲しい。

→国際連帯の観点から米国とも緊密な協力を行っている。イラク側が国連決議を遵守することを真剣に検討しているということであれば、かかるイラク側の検討状況を米国に伝えてもよい。

(6) 話し合い解決は8月12日のイラク提案による他ない。和平のために同提案を十分に検討して欲しい。

(注：イラク提案は、まずイスラエルがパレスチナ等の占領地から、またシリアがレバノンから撤退すれば、イラクは「自らの国土に対する歴史的権利とクウェイト国民の選択を考慮に入れて」クウェイトの問題を考えるという内容。)

→我が国は、あくまで安保理決議660の履行によるイラクのクウェイトからの完全かつ無条件の撤退を求める。武力侵攻による領土取得は認められず、部分的撤退による解決は受け入れられない。

(但し、アラブ・イスラエル紛争、レバノン問題を別途解決する努力は必要。)

(7) イラクは、ブビアン、ワルバ両島とルメイラ油田のクウェイト部分を除き撤退する用意があるところ、右による平和的解決を支持すべし。

→(上記に同じ)

(8) 即位の礼招待撤回は極めて遺憾であり、日本政府が同措置を取り消すべし。

→イラクによるクウェイトの軍事占領、邦人を含む多数のイラク在留外国人の拘束が続いている状況下において、イラク代表の即位の礼への参列を認めるのは不適當。即位の礼への参列はイラク側の態度変更にかかっている。

(注：今次事件発生以来、米、英、伊、仏、西独等が、公式行事へのイラク側招待、及びイラク側主催行事への出席を見合わせる等の対応を行っている。)

(9) 日本がイラクに対する敵対的態度を改めれば、対日債務を一、二年内に返済する用意あり。債務返済交渉に取りかかりたい。

→債務返済問題のためにイラクのクウェイト侵攻問題に関する我が国の基本的立場に変更があるものではない。

(注：イラク側は、対外債務を速やかに、且つ定期的に返済をしているが、石油輸出が停止している現在、債務返済に充当する十分な資金を有しているとは思われない。)

(発言要領)

一、我が国は、貴国と伝統的に良好な関係にあった。一九七四年に署名された「日・イラク経済技術協力協定」は相互依存と相互信頼関係に基づく両国間の交流伸長の重要な共通の基盤であり、これに従い、両国国民は、イラン・イラク紛争の最中も、経済・技術面での建設的な関係を保ってきた。イラン・イラク間の停戦実現に伴い、貴国が国内開発に本格的に取り組むにあたり、我が国官民がイラク側と共に可能な限りの支援をしようとしてきたことは、我々の記憶に新しいところである。

このように両国関係の更なる発展が期待されていた矢先に、今般の湾岸危機が発生した。誠に痛恨の極みと申さざるを得ない。

二、イラクのクウェイト侵攻及び併合は、明白な国際法違反であり、我々はこれを容認することはできない。これは我が国のみの立場ではなく、国際社会が広く一致して指摘しているところである。本件問題に関し、国連安保理が十指

に及ぶ決議を採択していることから、右は明らかである。

三、日本は、第二次大戦の経験から、他国に対する武力の行使は認められず、国際紛争は平和的に解決されなければならないとの立場を堅持している。一九四五年の敗戦後、我が国は、平和に徹し、自由民主主義による国家運営により、荒廃と貧困から立ち直って、今日の安定と平和を享受しているが、この現代史を通じて、我が国国民が得た貴重な、かつ、確固たる教訓は、国際社会との協調において自国の安全と繁栄を追求することの重要性である。このことを我々はイラクの友人に率直に進言いたしたい。

四、今次事態に対し、我が国がとった措置は、従来よりの友好協力関係に鑑みれば、イラク側にとっては、或いは驚きないし失望であったかも知れない。しかし、我が国が平和を求め、一国の他国に対する侵略を許さないという強い基本方針が、一連の対イラク措置をとらせるに至った基本的理由である。対イラク経済制裁の早期決定や厳格な実施、安保理諸決議を受けて活動する他の国々

への支援、対イラク制裁を実施することにより経済困難に陥っている他の中東の国々への支援等、一連の我が国の措置は、イラク国民に敵対することを目的とするものではなく、平和の破壊及び侵略行為を許さないとの我が国の強い意思の表れに他ならない。

五、イラク側は、八月後半以降、イラク在住の外国人の出国を事実上停止し、又、クウェイトから避難してきた人々の自由を拘束し、国内の戦略地点に抑留している。かかる行為は、国際法上大きな問題であり、又、人道的に許すべからざることである。かかる状態にある我が国国民は、現在のところ合計三〇五名に上っているが、先に述べたように、これらの人々が日本とイラク、日本とアラブ諸国の経済・技術協力に携わるため、貴国及びクウェイトに滞在していたという事実を思うとき、我々は真にイラク側のかかる非人間的な行為に対し、強い憤りを覚えると共に、このような状況を続けることは決してイラクのためにならないということを強調したいと思う。

我々は、イラク側が、外圧の結果としてではなく、イラク自身の国益のため、

又、諸外国との将来の建設的な関係構築の第一歩として、国籍の如何にかかわらず、全ての外国人の行動の自由を確保するよう強く勧奨するものである。

六、我々は、事態の平和的解決を望んでいる。しかし、そのための鍵を握るものは貴国イラクに他ならない。貴国の指導者が、国際社会の一致した要求である安保理諸決議に従ってクウェイトからの即時かつ無条件の撤退、クウェイト正統政府の復帰、及び全外国人の解放と自由な出国の実現へ向けて思い切った決断を行うことが事態の平和的解決のための唯一の道である。このための貴国の勇気ある決断を切に希望するものである。

貴国がこれらの原則を受入れ、事態の公正かつ平和的な解決が図られて、はじめて日・イラク間の協力関係の再構築が可能となる。我々は、その方向での日・イラク関係の正常化を切望している。そして、イラク側と、開発のために相互扶助のために共働できる日が来ることを確信し、又、そのことを大きな楽しみにしている。

(発言要領)―追加(第五頁)

七、最後に我が国のアラブ諸国全体との関係について述べたい。我が国は、アラブ世界全体との友好協力関係を希求する。中東和平問題については、国連決議二四二に基づき、公正、包括的かつ永続的な解決が見られるよう積極的に主張してきた。我々は湾岸危機が平和的に解決され、この地域に安定が戻ってきた暁には、長期的な中東地域全体の平和と安定の確保に向けた国際的努力、特に中東和平問題の解決、中東地域の経済発展に対する経済技術協力の促進等に対し、できる限りの貢献を行っていきたいと考える。

(質問事項)

一、今次事態に関し、貴国は国際社会より糾弾を受け、その孤立は明らかだが、貴国はこの問題を今後どの様に平和的に解決していこうと考えているのか。

二、プリマコフ・ソ連特使との間では、事態解決に向けての筋道について、何らかの意見の一致は見られたか。

三、ミッテラン提案を評価する理由は何か。

四、在イラク邦人は、これまで貴国の経済建設のために努力してきたにもかかわらず、何故に出国の自由剥奪といった不当な措置を取るのか。（イラクのためにならないのではないか。）

五、アラブ諸国は、貴国のクウェイト侵攻を契機に事実上分裂状態にあると考えるが、アラブの連帯、団結を今後如何にして築き上げていくつもりか。イラクがクウェイトから撤退することなく、右が可能と考えるか。

六、今後、イランとの関係をどのように発展させて行く考えか。

(応答要領)

問一、自由民主党の湾岸危機に対する基本的立場如何。

答一、イラクの武力によるクウェイト侵攻・併合は明白な国際法違反であり、中東のみならず国際の平和と安定を破壊するものとして、容認できず。

二、イラクは、安保理決議に従いクウェイトから即時無条件撤退し、クウェイト正統政府の復帰を認めるべし。

三、イラクは安保理決議に従い全ての外国人の安全と出国の自由を保障すべし。

四、右実現のため、安保理決議を踏まえ、対イラク経済制裁を厳格に実施すべし。

五、以上を前提として、問題の公正な解決が平和的に行われるべし。

問二、歴史的に見て、クウェイトがイラクの一部であることは明らかであり、この点に関し、自由民主党の理解を請う。

答　クウェイトは国際的に承認された独立国であり、アラブ連盟、国際連合にも加盟。武力侵攻による領土取得は如何なる理由があろうとも認められず。

問三、「人質」は、米軍によるイラク攻撃の脅威を抑止するものであり、まず、米国がイラクを攻撃しないことを約束すべき。イラクとしては、サウディ・アラビアを攻撃しないことは保証する。米軍の介入が平和的解決を不可能にしており、米軍が撤退すれば、話し合い解決に応じる用意があるところ、協力願いたい。

答一、問題の根源は、イラクのクウェイト侵攻。まず、イラクがクウェイトから撤退することが必要。

二、米、英は、軍事オプションを保持し、イラクの譲歩を引き出すべく不断の圧力をかける必要があると考えている模様であり、イラクが国連諸決議を遵守しない限り、両国がこれを放棄することはないと考える。

問四、日本政府は米国追随であり、イラクに対して敵対的態度を取っている。かかる態度を改め、前提条件なしで話し合うべし。(注)

答一、我が国は本件解決にあたっては、国連安保理決議を基本とする。問題の根本的解決にはイラクによる安保諸決議の受諾、就中、クウェイトからの無条件撤退が前提。また、米国追随との指摘はあたらない。

二、これらの問題と人質解放とを取り引きすることはできない。

(注：イラク側は、①日本政府の基本的立場、②40億ドルの貢献策・国連平和協力法(自衛隊派遣)、③総理・外相のアラブ諸国歴訪、④即位の礼招待撤回、⑤債務返済提案に対する対応、⑥医薬品の提供要請に対する無解答等に関し、日本政府が「敵対的」であるとしている。)

更問 日本の首脳及び高官が周辺のアラブ諸国、イラン、ソ連等を訪問しているが、イラクは訪れない。これは問題ではないか。

答一、湾岸危機の平和的解決に向けては、各国にとって受け入れられる筋道を通った解決策を粘り強く追求することが肝要と考える。日本の要人が、本件事態に関する認識及び問題解決に向けて志を同じくする国々を訪問し、意見交換を行うことは当然のことである。

二、他方、イラクとの間では、先般ジョルダンのアンマンにおいて海部総理がラマダン第一副首相と会談した他、現に、我々自由民主党の議員団も、こうしてイラクを訪問している次第である。

問五、米国に軍事解決を思い止まるよう説得して欲しい。

答 国際連帯の観点から米国とも緊密な協力を行っている。イラク側が国連

決議を遵守することを真剣に検討しているということであれば、かかるイ
ラク側の検討状況を米国に伝えてもよい。

問六、話し合い解決は八月十二日のイラク提案による他ない。和平のために同提案を十分に検討して欲しい。

答一、我が国は、あくまで安保理決議六六〇の履行によるイラクのクウェイトからの完全かつ無条件の撤退を求める。武力侵攻による領土取得は認められず、部分的撤退による解決は受け入れられない。

二、但し、アラブ・イスラエル紛争、レバノン問題を別途解決する努力は必要。

（注：イラク提案は、まずイスラエルがパレスチナ等の占領地から、またシリアがレバノンから撤退すれば、イラクは「自らの国土に対する歴史的権利もクウェイト国民の選択も考慮に入れて」クウェイトの問題を考えるとという内容。）

（更問）今後、中東和平問題を如何に解決していくべきと考えるか。

答一、イスラエル、パレスチナ間の紛争、いわゆる中東和平問題は、依然地域の基本的問題。日本は従来より、同問題は、国連安保理決議二四二、三三八に基づき、公正、包括的かつ永続的な解決が図られるべきとの立場であり、右立場には変更はない。

二、なお、中東和平問題は今回の事態とリンクされるべきではなく、右とは切り離れた形で右基本的立場に沿った形で解決が図られるべきと考える。

問七、イラクは、ブビアン、ワルバ両島とルメイラ油田のクウェイト部分を除き撤退する用意があるところ、右による平和的解決を支持すべし。

答一、我が国は、あくまで安保理決議六六〇の履行によるイラクのクウェイトからの完全かつ無条件の撤退を求める。武力侵攻による領土取得は認められず、部分的撤退による解決は受け入れられない。

二、但し、アラブ・イスラエル紛争、レバノン問題を別途解決する努力は必要。

問八、即位の礼招待撤回は極めて遺憾であり、日本政府が同措置を取り消すべし。

答　イラクによるクウェイトの軍事占領、邦人を含む多数のイラク在留外国人の拘束が続いている状況下において、イラク代表の即位の礼への参列を認めるのは不適當。即位の礼への参列はイラク側の態度変更にかかっている。

（注：今次事件発生以来、米、英、伊、仏、西独等が、公式行事へのイラク側招待、及びイラク側主催行事への出席を見合わせる等の対応を行っている。）

問九、日本がイラクに対する敵対的態度を改めれば、対日債務を一、二年内に返済する用意あり。債務返済交渉に取りかかりたいので、政府にも取次いで欲しい。

答 債務返済問題のためにイラクのクウェイト侵攻問題に関する我が国の基本的立場に変更があるものではない。

(注：イラク側は、対外債務を速やかに、且つ定期的に返済するとしているが、石油輸出が停止している現在、債務返済に充当する十分な資金を有しているとは思われない。)

問十、小和田外務審議官がソ連、欧州を訪問中と聞いているが、その目的は何か。

答　日本政府、現下の湾岸危機は国連安保理決議の完全実施により平和的に解決されるべきとの立場に基づき、これまで各般のレベルにおいて関係諸国との政治対話を行ってきた。そうした政治対話の一環として、政府は今般、小和田外務審議官をソ連、欧州諸国に派遣し、問題の平和的解決のための方途につき先方政府との意見交換を行わしめることとしたもの。

問十一、松永外務省顧問のイラン訪問の目的及び結果如何。

答一、松永顧問は、日・イラン間の二国間関係増進及び、現下の湾岸危機に関する意見交換を目的として、十月二十九日から三十一日までイランを訪問、ラフサンジャニ大統領以下イラン側要人と会談した。

二、会談において、ラフサンジャニ大統領は、二国間関係の早急な拡大を希望するとともに、イランによる国連安保理決議の遵守を強調した。

（更問）中山外相のイラン訪問の予定如何。

答、松永顧問より、中山大臣は近い将来イランを訪問されると述べたのに対し、イラン側は、中山大臣の早期訪問を希望すると述べた。

問十二、アセアン諸国等、アジア諸国の湾岸危機による経済的影響及びそれへの日本政府の対応を問う。

答一、今次湾岸危機がアジア諸国に及ぼす経済的影響については、原油、ガス価格の高騰や経済制裁の遵守等により、中東からの原油輸入や出稼ぎ労働者の送金等に依存しているタイ、フィリピンの経済に既に深刻な影響が現れてきている。

二、こうした状況が長期化すれば、アジア諸国全体にも大きな影響が出てくるおそれがあり、日本政府としては、湾岸危機が早期に解決されることを強く期待している。

参 考 资 料

イラクのクウェイト侵攻に対する我が国の立場

1. 基本的立場

- (1) イラクの武力によるクウェイト侵攻・併合は明白な国際法違反であり、中東のみならず国際の平和と安定を破壊するものとして、容認できず。
- (2) イラクは、安保理決議に従いクウェイトから即時無条件撤退し、クウェイト正統政府の復帰を認めるべし。
- (3) イラクは安保理決議に従い全ての外国人の安全と出国の自由を保障すべし。
- (4) 右実現のため、安保理決議を踏まえ、対イラク経済制裁を厳格に実施。
- (5) わが国は、以上を前提とした問題の公正な解決が平和的に行われるべしとの立場。

2. 多国籍軍の展開について

「多国籍軍」は、累次の国連安保理決議を受け、各国がイラクによる軍事行動拡大の防止及び対イラク経済制裁措置の実効性確保のために、兵員、艦船等を湾岸地域に展開しているものであり、湾岸地域、ひいては国際社会全体の平和と安全の維持に積極的に貢献するもの。

3. 「人質」問題について

- (1) 全外国人の安全確保、及び、無条件での出国の自由確保が必要。
- (2) 人質解放のための条件提示、取り引きは受諾できず。

4. 対米追従との非難について

- (1) 日本は独自の立場で、他国に対する武力の行使に反対。
- (2) 日本は国連を中心とした国際社会の問題解決努力に参加。

5. 問題のアラブ内解決について

- (1) イラクのクウェイト侵攻は、中東地域のみならず、国際社会全体の秩序に関わる問題。
- (2) 如何なる解決案も、安保理諸決議に基礎を置き、国際社会に受入れられるものでなければならない。

6. クウェイトは歴史的にイラクの領土であるとのイラク側主張について

- (1) クウェイトは独立国。国連加盟国。アラブ連盟の一員。
- (2) 武力による他国の侵攻・併合は国際秩序の基本に反し、認められない。

7. 対イラク対話について

事態の公正かつ平和的解決のための真剣な対話の道は閉ざさない。

イラク人質問題

1、拘束139名

(1) 基本的対応——人質問題の根本的解決

邦人全員が解放されてはじめて問題は解決。一部の解放のためにイラクと取引することは解決に資せず、むしろ残された人質のイラクにとっての利用価値を高め、その解放を遅らせる可能性大。全員解放のためには、国別取引を避け国際連帯でイラクへの圧力と説得を高める粘り強い努力が不可欠。但し、イラクとの対話の窓は空けておく必要。

(2) 根本的解決にいたるまでの事態の改善策——人質及び家族の負担軽減のための措置。

(イ) 居場所情報の収集と留守家族への通報

(ロ) 信書の交換

(ハ) 衣服等身のまわり品の差し入れ→経済制裁との兼ね合いあり。

(ニ) 病人・老人等人道上緊急に出国を要するものの解放：出国。

(3) (2) は (1) の対応を妨げない限りで推進。

2、非拘束166名（バグダッド在留邦人）

(1) 基本的対応

前記1、(1)と同じ。

(2) 生活環境の悪化を柔らげるための措置。

(イ) 食糧補給——当面はイラク国内の食料事情もさほど悪化していない模様であるため、安保理制裁委の正規の手続をとっての邦人用食料搬入を行う段階ではないと考えているが食料の補供を必要とする邦人については大使館が支援。

(ロ) 生活資金補助——要望ある場合は大使館より貸付けを実施中。

(ハ) 企業維持資金補助——制裁との関係もあり、微妙かつ困難な問題であるが何が出るか検討中。

国連平和協力法に対する考え方

1. 我が国は、国際協力の一環として国際の平和的解決と安定に積極的に貢献していく必要があると考えており、国連の決議を受けて行われる国連平和維持活動その他の活動に対し、単に資金面で協力するだけでは不十分。かかる活動に対し、人的、物的な面での協力を適切かつ迅速に行うことが出来るように、国内体制を整備することが目的。
2. 我が国が世界の平和を守る責任を果たす体制を整えることは平和国家として当然の責務。この法律が平和国家を謳う我が国憲法の枠内で実施されることは当然のことであり、海外派遣にかかる平和協力業務の実施に際しては、武力による威嚇又は、武力の行使に当たる行為を行うことはない。

我が国の難民（避難民）援助の現状

1. 国際機関を通じた資金協力

(1) ジョルダンにおける避難民救援活動支援のための緊急援助

(8月29日決定)

赤十字国際委員会（ICRC）に対し 200万ドル

国連災害救済調整官事務所（UNDRO）に対し 800万ドル

計 1,000万ドル

(アピール全体の56%)

(2) ジョルダン等におけるアジア系避難民の本国帰還活動支援のための緊急援助

(9月7日決定)

UNDROを通じ国際移住機構（IOM）に対し

右避難民の移送経費として

1,200万ドル

(アピール全体の51%)

(3) 上記緊急援助に加え、IOMが我が国からの緊急援助1,200万ドルの一部を利用し、JAL（日本航空）、ANA（全日空）の旅客機をのべ3機チャーターし、ジョルダンに滞留していた避難民の本国帰還を実施。

JAL：9月19日…271人、10月5日…239人

ANA：9月19日…297人

計 807人

(本件送還の要請は、IOMに対し、避難民の本国から要請があったもの。)

2. ジョルダン政府に対する援助物資供与

(第1回) …… 9,800万円相当の援助物資(医薬品、テント、毛毯等)

(第2回) …… 1,750万円相当の援助物資(毛毯、乾パン等)

(第3回) …… 300万円相当の援助物資(乾パン)

計 1億1,850万円相当の援助物資

イラクのクウェイト侵攻に関する仏の立場

1. ミッテラン大統領の中東和平提案の骨子

第一段階 イラクのクウェイトからの撤退と人質解放の意図表明

第二段階 国際社会による軍事的撤退の保証、クウェイトの主権回復、クウェイト国民の民主的意図表明

第三段階 パレスチナ問題等域内問題解決の努力

第四段階 域内軍備削減努力

2. 政府のミッテラン提案に対する評価

- (1) ミッテラン大統領が9月24日の国連総会演説で行った和平提案については、同大統領が、「最初にイラクが安保理によって採択された立場を受け入れない限り、妥協することは絶対ない」旨を述べ、まずイラク側に安保理決議を受諾させ、イラク軍のクウェイトからの撤退、人質の解放を実現させるよう要求していることが重要。
- (2) 同提案がその後の第二段階以降の問題として、レバノン問題、パレスチナ問題等の地域問題、アラブ地域の軍備削減等を視野に入れた長期的な考え方をとっていることは、将来の課題を提起しているものと考ええる。
- (3) 但し、ミッテラン大統領自身が述べているように、同大統領の真意は、まずイラクの安保理決議受諾により、湾岸危機を解決することにあり、中東地域における諸問題を互いに関連づける趣旨ではない。

3. 在イラク仏人の帰国

- (1) 29日、イラクからの出国を認められていなかった仏人267人（いわゆる「人質」65名を含む）が帰国し、イラク、クウェイトに残留するフランス人は、自らの意思による者約40名のみとなった。
- (2) 22日、フセイン大統領はサーレハ国会議長宛て書簡において、「仏におけるデモ(注)、メッセージ、会合等が表明しているように、仏がブッシュ大統領の敵対的行為及びイラクに対する武力行使を拒否していることを考慮して」全仏人の出国許可を検討するよう提案。23日、イラク議会は、全仏人人質の出国を圧倒的多数で可決。
- (3) 24日、仏外相は、「仏は仏人の解放を歓迎するが、彼等の解放を確保するためにイラクと如何なる取り引きも行っていない」旨発言。他方、イラク側は仏人の解放には何ら条件を付さない旨発表。

(注) 仏報道によれば、20日、仏国内（パリ及び地方）において共産系の組織の呼び掛けに応じ、湾岸における西側の介入と仏のプレゼンスに反対する者らのデモが実施された。参加者数は警察当局によると8千人、組織者側によると3千人。

イラクのクウェイト侵攻に関するソ連の立場

1. ソ連の立場

ソ連は、イラクのクウェイト侵攻当初より、軍事協力を中心に従来緊密な関係にあったイラクに対し、1972年のソ連・イラク友好・協力条約の軍事条項10条前段「各締約国は、他方の締約国に対抗する同盟に加わらず、或いは他方の締約国に向けられたいかなる国家グループにも、また同様の措置にも参加しないことを宣言する。」の規定にもかかわらず、イラクの行動を侵略として明確に非難するとともに、クウェイトからのイラク軍の即時撤退、クウェイトの主権、領土の回復を共同声明の形で表明するなど、米国等西側諸国との協調的立場を保持した。

(注) 8.25仏ソ共同声明、9.5日ソ共同声明、9.9米ソ共同声明、9.27 E C ・ソ連共同声明

2. 最近のソ連の外交努力等

10月4日にはプリマコフ大統領評議会メンバーが特使としてイラクを訪問し(ペロウソフ副首相同行)、フセイン大統領と会談。プリマコフ特使は、引き続き10月16日より、湾岸危機の政治的解決を追求するため、イタリア、仏、英、米を歴訪した。24日には、エジプトを初めとする中東諸国訪問を開始、28日にはイラクで再度フセイン大統領と会談、29日にはサウディ・アラビアを訪問した。

更に、ソ連は、湾岸地域情勢の緊迫化の中で、9月17日にサウディ・アラビアと外交関係再開を合意、9月28日には、バハレーンと外交関係樹立を合意する等、着々と湾岸地域諸国との関係改善を進めている。

3. 在イラク・ソ連人問題

イラクに在住するソ連人問題については、上記プリマコフ特使のイラク訪問の結果、イラク在住ソ連人約5,000人のうち約1,500人を1か月以内に出国させることで合意。残るソ連人については、「人質」に近い困難な状況にあるものと推測される。なお、イラク軍スポークスマンは、ソ連が米国に対してイラクの軍事力に関する情報を流した場合、イラクの重要な軍事機密を持つソ連人の出国を禁止すると警告するに及んでいる。

イラクによるクウェイト侵攻に関するサウディ・アラビアの立場

1. 概要

イラクのクウェイト侵攻・併合を当初より強く非難。軍事的援助、経済制裁への参加等を諸国に要請。米・英・仏・エジプト・シリア軍等を受入れ。

サウディ・アラビアは、湾岸危機に関する国連安保理の諸決議を支持、アラブ連盟の対イラク諸決議（イラクのクウェイト侵攻非難、即時撤退要求、サウディ・アラビアへのアラブ軍派遣支持等）に賛成。

2. 最近のサウディ・アラビア要人発言

スルタン国防相

10月22日付ロイター電

イラクのクウェイトからの撤退は絶対であるが、アラブ諸国はイラクに対し土地や海上の地位を含む全ての権利を認める用意があるとともに、アラブの国家安全保障を支持する。（後にスルタン国防相はこの報道を否定）

ファハド国王

10月23日

イラクのクウェイト侵攻を非難し、8月3日のアラブ連盟決議、8月10日のカイロ・サミット決議及び安保理決議660、661、662を支持する。イラク軍のサウディ・アラビアからの撤退、サバーハ政権の復帰、アラブ湾岸諸国を二度と侵略しないという保証を要求する。以上のサウディ・アラビアの本件に関する原則は不変である。

シャーイル情報相

10月29日

サウディ・アラビアは、クウェイトよりのイラク軍の無条件撤退、クウェイト正統政府の復帰、サウディ・アラビア国境よりのイラク軍撤退及びイラクの侵略の再発を阻止する十分な保証を実現することを目的としたアラブ首脳会議、国連安保理の諸決議を実施しようとする全ての努力を評価する。

かかる観点において、サウディ・アラビアは、国際社会がとっている立場及びその団結の継続並びに国際的諸決議実施への決意の枠内におけるソ連の諸努力を評価する。

三宅中東調査会理事長のイラク訪問

1. 政府の立場

- (1) 本件につき、政府は全く関与しておらず、三宅氏は中東調査会理事長としてイラクを訪問した。
- (2) イラク入国手続き、先方政府要人とのアポイントメント取り付け等についても、中東調査会が在京イラク大使館を通じて行ったもの。
- (3) なお、三宅氏より外務省に対し、同氏のイラク訪問につき事前の通報があったので、イラクのクウェイト侵攻に関する政府の立場を説明の上、イラク側との接触にあたっては、右に十分配慮する必要がある旨申し入れた。

2. 日 程

10月13日 シンガポール発
 カイロ着
14日 同 発
 アンマン着
15日 同 発
 バグダッド着
 :
23日 バグダッド発

3. 同行者

渡辺 孝一 NHK記者
藤波 弘己 NHKカメラマン

4. 先方会談相手等

ジャーシム情報大臣 (15日)
サルマーン平和友好連帯協会会長 (16日)
サーレハ国会議長 (17日)
カーメル工業・軍事産業大臣 (17日)
ラマダーン第一副首相 (20日)
アジズ外相 (23日)
現地紙アッサウラによるインタビュー (19日付)

中東情勢がASEAN諸国に与える経済的影響

1. フィリピン (↓)

- 国連安保理決議に基づき、「イ」、「ク」より原油輸入禁止。
- 石油備蓄は70日程度、輸入量の4割がスポット買い。
- 原油価格高騰により12%台と既に高いインフレ率に拍車がかかるとともに、輸出の40%に及ぶ貿易赤字を抱え、更に支払ポジションを悪化させる恐れあり。
- 中東出稼ぎ労働者（約60万人）からの海外送金減少（約3億ドル）。
- ASEAN最大の被害国になると見込まれる。

2. シンガポール (→)

- 国連安保理決議に基づき、「イ」、「ク」より輸出入禁止。
- 「イ」、「ク」との貿易取引は全体の1%以下で、経済制裁の影響小。
- むしろ、世界第3の石油精製センター、更に広くアジア・太平洋地域の石油ビジネスセンターとして新たな石油ブームから利益を得る可能性あり。
- インフレの懸念あり。

3. インドネシア (↑)

- 国連安保理決議に基づき、「イ」、「ク」より輸出入禁止。
- 経済制裁の影響小。
- 石油、ガスの輸出価格上昇により短期的に経済成長を高めよう。
- 中長期的に世界経済が混乱すれば、好調な輸出に影響がでる恐れ。

4. マレーシア (↑)

- 国連安保理決議に基づき、「イ」、「ク」より輸出入禁止。
- 石油、ガスの輸出価格上昇により短期的に経済成長を高めよう。
- 中長期的に世界経済が混乱すれば、好調な輸出に影響がでる恐れ。

5. タイ (↓)

- 国連安保理決議に基づき、「イ」、「ク」への輸出禁止。
- 原油価格高騰により現在6-7%のインフレを加速し、貿易赤字を拡大させ、2年連続の2ケタ経済成長を低める可能性大。
- 「イ」、「ク」への出稼ぎ労働者（約7千人）からの海外送金減少。
- 外国資本の良い投資先として深刻な経済危機は当面予想しにくい。

6. ブルネイ (↑)

- 国連安保理決議を支持。特段の措置は採っていない。
- 輸出の99%は、石油、ガスであり、予期せぬ大きな利益になる。

(その他)

- ASEAN諸国は、現在の輸出志向型工業化を推進する見込み。石油不足の場合は、産油国メンバーから優先的に融通できる協力協定があり、石油不足の問題は起こらない見込み。

中東和平に関する我が国の基本的立場

1. 中東和平は、国連安保理決議242及び338を基礎に、
 - (1) イスラエルが67年以降占領した全ての地域からの撤退、
 - (2) 独立国家樹立の権利を含むパレスチナ人の民族自決権の承認、
 - (3) イスラエルの生存権の承認、により達成されるべし。また和平は、域内諸国の正当な安全保障上の要請を考慮しつつ、実現されるべし。
2. 中東和平は、交渉により実現されるべし。交渉の枠組みとして国際会議の開催を支持。PLOは、中東和平問題の当事者たるパレスチナ人を代表するものであり国際会議を含め中東和平の交渉過程への参加を認められるべし。
3. 我が国は、関係当事者の和平努力に対し、積極的に協力する。

(1) 国連安保理決議242 (1967年11月22日採択)

- ① 最近の紛争に於て占領された領土からのイスラエルの軍隊の撤退
- ② あらゆる交戦の主張乃至交戦状態の終結、並びに同地域の全ての国の主権、領土保全及び政治的独立及び武力による威嚇または武力の行使を受けることなく安全な、かつ承認された境界の中で平和に生存する権利の尊重と確認
- ③ 同地域に於る国際水路の航行自由の保証
- ④ 難民問題の公正な解決の達成
- ⑤ 非武装地帯の設定を含む諸措置によって、同地域の全ての国の領土不可侵及び政治的独立の保証

(2) 国連安保理決議338 (1973年10月22日採択)

- ① 全ての戦闘停止、全ての軍事行動終結
- ② 停戦の後、安保理決議242の履行開始
- ③ 公正かつ永続的な平和の為の関係当事者間の交渉